

令和 8 年度 認証評価

# ユマニテク短期大学

## 自己点検・評価報告書

令和 8 年 6 月

## 目次

自己点検・評価報告書.....	
1. 自己点検・評価の基礎資料.....	
2. 自己点検・評価の組織と活動.....	
<b>【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】</b> .....	
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神].....	
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果].....	
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献].....	
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証].....	
<b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】</b> .....	
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程].....	
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果].....	
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜].....	
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援].....	
<b>【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】</b> .....	
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源].....	
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源].....	
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源].....	
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源].....	
<b>【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】</b> .....	
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営].....	
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営].....	
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス].....	
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表].....	
<b>【資料】</b>	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11-1～20] 基礎データ	
[様式 21] 法令対応確認一覧	



## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、ユマニテク短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和8年6月30日

理事長

大橋 正行

学長

平松 喜代江

ALO

徳増 全矢

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

## (1) 学校法人及び短期大学の沿革

## ＜学校法人の沿革＞

昭和 14(1939)年	「ツルー洋裁学院」開設
昭和 24(1949)年	各種学校 認可(愛知県)
昭和 37(1962)年	「学校法人精和学園」法人認定
昭和 51(1976)年	「ツルー服装専門学校」専修学校認可(学校教育法改正)
昭和 61(1986)年	「ツルー服装専門学校」を「精和学園服装専門学校」に 校名変更
平成 6 (1994)年	「精和学園服装専門学校」を「精和学園ファッション専門学校」に校名 変更
平成 15(2003)年	「精和学園ファッション専門学校」を「精和学園文化・ファッション専門 学校」に校名変更
平成 16(2004)年	「精和学園」を「あいち大橋学園」に法人名変更
平成 17(2005)年	「名古屋ユマニテク歯科医療専門学校」開設 歯科衛生学科／医療専門課程: 歯科衛生士養成所を名古屋市中 村区名駅に設置
平成 17(2005)年	「精和学園文化・ファッション専門学校」を「精和総合文化専門学校」 に校名変更
平成 17(2005)年	法人本部を名古屋市中村区名駅に変更
平成 22(2010)年	「名古屋ユマニテク歯科医療専門学校」学科新增設 「ユマニテク歯科製菓専門学校」に校名変更 製菓製パン本科他／衛生専門課程: 製菓衛生師養成施設を設 置
平成 23(2011)年	「ユマニテク歯科製菓専門学校」を「名古屋ユマニテク歯科製菓専門 学校」に校名変更
平成 25(2013)年	名古屋市中村区亀島に校地校舎取得及び同校舎改修工事
平成 25(2013)年	「名古屋ユマニテク歯科製菓専門学校」付帯事業 お菓子教室 Visage(ヴィサージュ)を開設
平成 26(2014)年	「精和総合文化専門学校」を名古屋市西区上名古屋より名古屋市 中村区亀島へ移転、入学定員を 40 名から 80 名に変更
平成 27(2015)年	「精和総合文化専門学校」専門課程「ファッション専科」を 廃止、「精和総合文化専門学校」を「精和高等専修学校」に校名 変更
平成 27(2015)年	「あいち大橋学園」を「大橋学園」に法人名変更
平成 27(2015)年	法人本部を名古屋市中村区亀島に変更
平成 27(2015)年	「名古屋ユマニテク歯科製菓専門学校」

	歯科衛生学科、製菓製パン本科 職業実践専門課程認定 文部科学大臣(2月19日)
平成 31(2019)年	「精和高等専修学校」 「名古屋ユマニテク調理製菓専門学校」に校名並びに養成施設名変更 高等課程総合学科(入学定員 80 名 3 年制)に加えて、専門課程調理師専科(入学定員 40 名 2 年制)、製菓製パン本科(入学定員 80 名 2 年制)を増設認可(1月8日)
平成 31(2019)年	「名古屋ユマニテク歯科製菓専門学校」 「名古屋ユマニテク歯科衛生専門学校」に校名変更 製菓製パン本科(入学定員 80 名 2 年制) 廃止(1月8日) 歯科衛生学科(入学定員 120 名 3 年制)／ 医療専門課程:歯科衛生士養成所定員増認可(3月13日)
令和 4(2022)年	「名古屋ユマニテク調理製菓専門学校」 調理師専科 職業実践専門課程認定 文部科学大臣 (3月25日)

<短期大学の沿革>

平成 28(2016)年	ユマニテク短期大学設置認可 文部科学大臣(10月31日) 学校法人組織変更認可 文部科学大臣(10月31日) 幼稚園教諭二種免許状授与の所要資格を得させるための学科等の課程認定 文部科学大臣(11月28日)
平成 29(2017)年	指定保育士養成施設 指定承認 三重県知事(3月31日)
平成 29(2017)年	ユマニテク短期大学 開学(4月1日) 幼児保育学科(入学定員 100 名)

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 8 (2026) 年 5 月 1 日現在

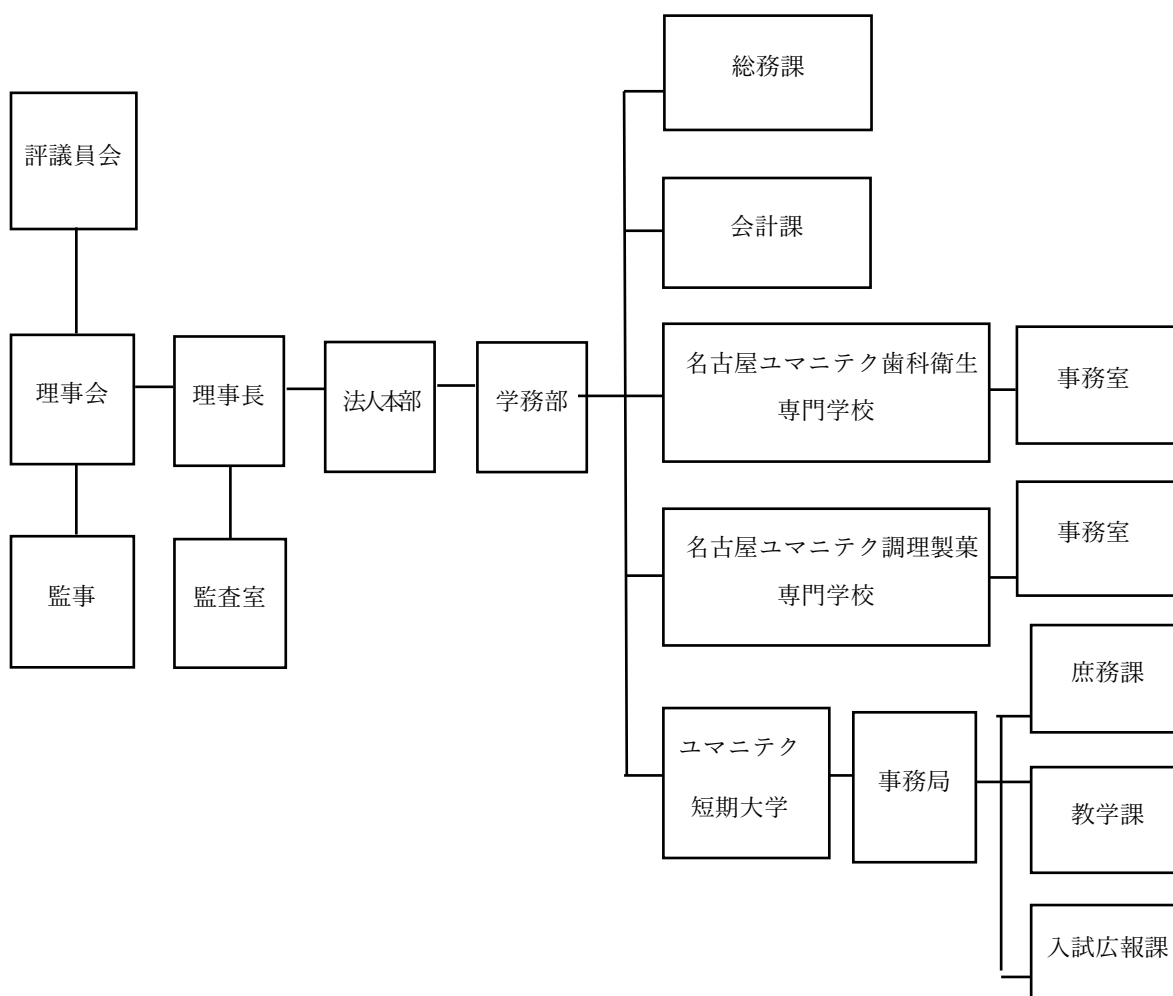
教育機関	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数	備考
ユマニテク短期大学	三重県四日市市南浜田町 4-21	80	160	104	

名古屋ユマニテク 歯科衛生専門学校 専修学校 専門課程	愛知県名古屋市中 村区名駅 2-33-8	120	360	338	平成 31(2019) 年 4 月 校名・入学定 員変更 80 人→120 人
名古屋ユマニテク 調理製菓専門学校 専修学校 専門課程	愛知県名古屋市 中村区亀島 2-6-10	120	240	224	平成 31(2019) 年 4 月
名古屋ユマニテク 調理製菓専門学校 専修学校 高等課程	愛知県名古屋市 中村区亀島 2-6-10	80	240	251	校名・定員変更・専門 課程設置

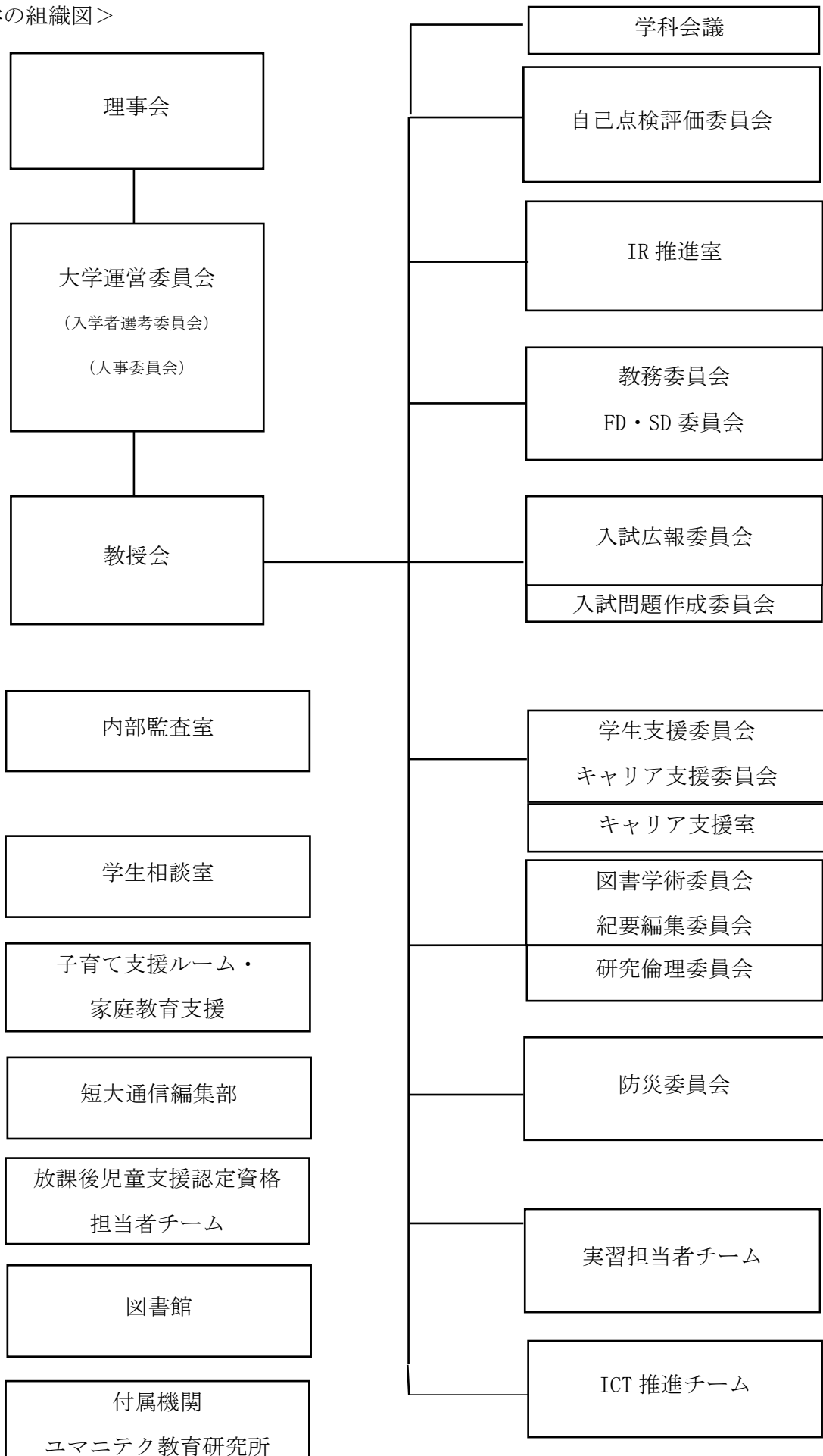
(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和 8 (2026) 年 5 月 1 日現在

<学校法人の組織図>



<短期大学の組織図>



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）
- 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	市・郡	令和3 (2021) 年度		令和4 (2022) 年度		令和5 (2023) 年度		令和6 (2024) 年度		令和7 (2025) 年度	
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北 勢	桑名、いなべ 四日市	35	57.4	39	54.1	67	55.8	59	55.1	53	49.0
中 勢	鈴鹿、亀山 津、松阪	16	26.2	24	33.3	35	29.2	28	26.2	36	33.3
南 勢	伊勢、志摩	5	8.2	2	2.8	3	2.5	2	1.9	4	3.7
伊 賀	上野、名張	2	3.2	0	0	2	1.7	3	2.8	1	0.9
東紀州	尾鷲、熊野	0	0	0	0	0	0	2	1.9	1	0.9
県 外	愛知県他	3	5	7	10	13	10.8	13	12.2	13	10.8
合 計		65	61	100	72	100	120	100	105	108	100

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和7（2025）年度を起点に過去5年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

三重県における保育士の有効求人倍率は、令和7（2025）年10月時点で2.91倍であった。前年度の同時点に比べて増加しており、今後も増加傾向にあることが推測される。このような状況のなかで、三重県下における幼稚園教諭・保育士養成の教育機関は本学を含め現在5校（大学2校、短期大学3校）である。このうち3校は三重県の中南勢地区に集中しており、また、本学と同様の三重県北勢地区に設置の1校は令和8（2026）年3月末で閉校予定である。そのため、本学が幼稚園教諭・保育士養成の教育機関として、地域を支える次世代を社会に送り出すべく取り組みを行う意義は大きい。

■ 地域社会の産業の状況

臨海部は石油コンビナートの立地により工業都市として栄え、内陸部では電気・電子関連産業や自動車関連産業などが集積し、ものづくりの中心となっている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
<p>基準Ⅲ 教育資源と財的資源【テーマD 財的資源】</p> <p>「短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい」</p> <p>との指摘あり (一財) 大学・短期大学基準協会認証評価 令和6年3月8日付け機関別評価結果より</p>
(b) 対策
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学生募集関連業務 (オープンキャンパス、高大連携授業、体験実習ガイダンス、校内説明会等) への教職員全員体制での取り組みの強化</li> <li>2. 奨学金の拡充 (高校での活動の評価、三重県内での進学促進等)</li> <li>3. 保育希望者増加への促進・強化 (高校生インターンシップ、大橋学園グループ内進学等)</li> <li>4. ニーズに合わせたフレキシブルな対応 (長期履修制度、付加資格取得対応など)</li> </ol>
(c) 成果
<p>令和8年度に長期履修制度を開始することもあり、入学希望者が増加した。この結果をふまえ、各年度で成果を検証していく。また、新たな付加資格取得に対する対応も、計画・実施を検証しながら進めていく。</p>

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
なし
(c) 成果
なし

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等
なし

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況
なし

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 7（2025）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

## 【基準 I 建学の精神と教育の効果】

## [テーマ 基準 I -A 建学の精神]

## ＜根拠資料＞

## [区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

## ＜区分 基準 I -A-1 の現状＞

ユマニテク短期大学の建学の精神は「地域を支える次世代を社会に送り出す」とし、「豊かな人間性と確かな技術」を兼ね備えた保育者を育てる教育理念を明確に示している。この教育理念を基盤として本学では後述する「ユマニテク (HUMANITEC)」という言葉に象徴される教育を展開する。それは、豊かな人間性を育み、実践を中心とした教育を理念とし、「人としての優しさ」「他人を思いやる気持ち」を基本として、その精神をもった人材を育成し、将来の地域を支える次世代を担う人材を輩出することを意図とするものである。具体的には、ユマニテク短期大学で学ぶ学生は予測不可能な時代を生きる人材像として、普遍的な知識と汎用的技術を身に付け、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力をもって地域社会へ貢献することを期待している。

本学園はこの「ユマニテク」という言葉を冠した専門学校を展開することによって、この地域社会において一定の知名度を有するに至った。それは本来人間に備わっている無償の愛、優しさや他人を思いやる精神の涵養への願いが込められた Human (ヒューマン) という言葉と、知識と経験に裏打ちされた「技術」という意味を持つ Technology (テクノロジー) という言葉を併せて創出されたものである。すなわち、「ユマニテク (HUMANITEC)」という大学名は、「豊かな人間性と実践を中心とした教育によって身に付く確かな技術」という教育理念による専門職業人の教育を意味する言葉であり、これまで展開してきた本学園の教育活動全体を意味する言葉としてこの地域においては通用・浸透していると言える。地域社会において特に人材不足が顕著な保育士・幼稚園教諭など保育・幼児教育に携わる専門職業人の養成を主眼とする本学では、地域のニーズに応えるべく教育を行っている。

それを実現するために、学修者本位の教育への転換を図り、学修者が何を学び、身に付けることができたのかを個々の学修成果として可視化する。さらに、教員は、教育と研究を通じてより充実した保育・幼児教育等を提案できるよう教育関係機関との協力・連携を図り地域社会に貢献できるように尽力していく。教育研究体制において、多様性と柔軟性を確保するため、多様な教員を配置している。具体的には、保育現場での経験を有する実務家教員、これからの教育研究を担っていく若手教員、学校現場での教育および学生指導経験を有する教員等である。非常勤講師においても、保育現場での経験を有する教員だけでなく、児童相談所の所長を歴任された講師、現役の弁護士である講師、多様な実務経験者から時代の変化に応じた迅速かつ柔軟な教育体制を充実させることで建学の精神の具現化を図っている。

本学は、学校教育法における短期大学の目的に則し、教育・研究活動等を日々展開してい

る。その姿を端的に表すのが、建学の精神であり、関係法令とともに本学の諸活動の源泉となっている。本学の建学の精神のめざすところは、豊かな人間性と確かな技術をもった学生を育成することである。したがって、本学の学則第1条に規定する「本学は教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、必要な専門の知識と技術を教授研究し、－（中略）－、社会的に寄与することを目的とする」と定めている。また、私立学校の通則法である私立学校法は、私立学校の特性を、各校が建学の精神に根差した諸活動を展開することにあると捉え、その自主性を重んじることにより私立学校の公共性が高められると謳っており、その面でも、ユマニテクの各学校（専門学校含む）固有の建学の精神を基軸に教育・研究・地域貢献活動を展開している本学では、私立学校法の精神に応じうる公共性を有している。

建学の精神は学生ハンドブック、大学案内、学生募集要項及び本学ホームページや各種事業報告等の掲載における周知によって学内外に公開している。さらに入学式・卒業式などの行事の際や学内での各種の機会を通じ、本学における諸活動の源泉は建学の精神に由来することへの理解が深められている。

学生には新入学生オリエンテーション時には、建学の精神の由来・意義を理事長及び学長から説明をすると共に、各教室に建学の精神、教育理念を掲示し、学生全員に周知させている。また、オープンキャンパス、入学前教育でも学長より直接、学生・保護者へ建学の精神について説明している。さらには、学長及び各教員の日常的な講話の時間等を通じ、建学の精神の現代的意義や解釈の方向性について説明と確認がなされるなど、毎年の自己点検・評価活動の中でもこの建学の精神と教育理念は定期的に確認をしている。特に、令和6年度には建学の精神の学内での共有に関して、学生に対しては、「建学の精神」に基づく科目として「ユマニテク教育学」を設置した。学園の歴史等について学生へ教授する機会ともなった。建学の精神と教育理念についてさらに探求し、学びの基盤となることを狙っている。「ユマニテク教育学」では理事長自ら、オンデマンド配信により学生一人ひとりへ建学の精神ならびにユマニテクの教育理念を教授している。教職員には年度当初の教授会において理事長及び学長より、建学の精神と理念について確認している。また、新入教職員研修や毎月発行される本学園の学内広報誌においても、教職員へ建学の精神を伝え学園の意識統一をしている。

#### <テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

「豊かな人間性と確かな技術」を兼ね備えた学生を地域に排出し続けて9年目となる。今後は、地域に排出した卒業生へのリカレント教育を進め、現場で活躍する保育者の質の向上を図ることが課題となる。

#### <テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

特になし

## [テーマ 基準 I-B 教育の効果]

### <根拠資料>

- ・アセスメント・ポリシー
- ・学修成果の評価表
- ・学修成果の評価スケジュール一覧
- ・令和7年度学修成果実施報告一覧
- ・シラバス
- ・学生ハンドブック
- ・ホームページ情報
- ・学生募集要項
- ・ユマ短通信
- ・学習成果の評価に関するフローチャート
- ・令和7年度学修成果評価実施報告一覧
- ・三つのポリシー
- ・カリキュラムマップ

## [区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

### <区分 基準 I-B-1 の現状>

建学の精神及び本学の教育理念に基づき、学則第1条・第2条の主たる目的に本学の教育目的を定めている。さらに、学生ハンドブックの冒頭には具体的な教育目標を定めている。

#### 【教育目的】

学則第1条（本学の教育目的）

本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、必要な専門の知識と技術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な人材を育成するとともに、もって教育、社会福祉、医療、保健に関し、社会的に寄与することを目的とする。

学則第1条2（本学科の教育目的）

幼児保育学科は、保育士・幼稚園教諭としての自覚と倫理観を持ち、高度化・専門化する保育と幼児教育に対応し、いつも幼児の側にある保育・教育を実践できる保育士・幼稚園教諭の養成を主たる目的とする。

さらに本学は、「豊かな人間性」と「確かな技術」を身に付けた保育者として、以下のような学生を養成することが教育目標として学生ハンドブック p.01 に掲載されている。

#### 【教育目標】

- ・乳幼児期における専門的教育力・保育力を持った実践的指導力を有する専門職
- ・コミュニケーション能力を有する専門職
- ・地域のニーズを理解し、地域に根ざす能力を有する専門職

以上に示した本学の教育目的、学科の教育目的、全学的な教育目標は、建学の精神の

「地域を支える次世代を社会に送り出す」という理念を十分に反映した内容となっている。本学の教育理念や教育目標、また学則に規定された学科の教育目的は、基本方針（3つのポリシー、すなわち卒業認定・学位授与の方針、ディプロマ・ポリシー。教育課程編成・実施の方針、カリキュラム・ポリシー。入学者受入れの方針、アドミッション・ポリシー。）へと反映されている。

これらの教育目的・教育目標は学生ハンドブックに掲載し、学生に対して入学式後や学期始めのオリエンテーション、ゼミナールの時間等を活用して周知している。また、教職員に対しては、学生オリエンテーションへの参加の機会や学科会議を通じて適宜周知し、確認が行われている。また保護者に対しては、入学式や保護者会などの場を通して教育目的・教育目標を説明し、理解を深められるように努めている。

さらに学外に対しては、ホームページ上の情報公開において、「IV.その他情報」における「学生ハンドブック」では、ユマニテク短期大学学則を掲載しており「本学の教育目的（学則第1条）」、「学科の教育目的（学則第1条2）」、「教育目標（学生ハンドブック p.1）」に明示されており、学内外に表明している。さらに、オープンキャンパス、高等学校との情報交換、高校生向けのガイダンスなどを通して適宜表明している。

本学の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているかについては、平成30（2018）年の第1期卒業生から令和8（2026）年3月卒業の第8期生まで合計401名の卒業生を送り出し、そのうち幼稚園教諭二種免許状取得者は毎年約90%前後、保育士資格取得者は約95%にのぼり、卒業生の大半が保育・幼児教育に関連する職場に就職しているという就職実績から、十分、本学の人材養成が地域・社会の要請に込えている。また、学生の就職先へのアンケート調査を行い、本学の教育目的・目標に基づく人材育成が地域・社会の要請に込えられているのか定期的に確認している。

また、本学の3つのポリシーについては、学生が「何を学び、身に付けることができたのか」という観点から、3つの方針のつながりを再度、全教職員にて協議している。

## [区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

### <区分 基準 I-B-2 の現状>

本学では、建学の精神に基づき、学習成果の達成状況を評価するためとしてアセスメント・ポリシーを策定し、学修成果の獲得を評価・判定および、フィードバックする仕組みを定めている。さらに令和6年度は、授業科目の成績評価に学習成果が反映されるようにシラバスに追加し定めた。（資料：アセスメント・ポリシー、シラバス）

また、新年度オリエンテーション時において、学生へ説明し周知を図るとともに、内部監査においても説明・周知を図っていると同時に、学生ハンドブックおよびホームページ、学生募集要項において、学修成果の評価および学修成果の在り方について明記し、学内外に表明している。自己点検評価委員会が中心となり、学習成果を学修成果の評価のスケジュールに則って、定期的な点検を進めている。（資料：学生ハンドブック、学生募集要項）

## 【ユマニテク短期大学におけるアセスメント・ポリシー（学修成果の評価方針）】

アセスメント・ポリシー（学修成果の評価方針）は、ユマニテク短期大学（以下、本学）における学修成果の達成状況を評価するために、その目的や具体的な実施方法などを定めた方針である。（資料：アセスメント・ポリシー（学修成果の評価方針））

アセスメント・ポリシーに基づき、本学がディプロマ・ポリシーに定める資質・能力を身につけた学生を養成できているかについて多面的・総合的に点検・評価し、恒常的な教育改善を行うことを目的とする。また、アセスメント・ポリシーを社会に向けて公表することにより、本学の教育を可視化するとともに、その質を保証する。

定期的な点検については、PDCA サイクルに沿って自己点検・評価委員会にてとりまとめ、IR 推進室と共同し全体評価および効果測定を行い、学園の内部監査、監事往査の審査と連動させた外部評価を取り入れたうえで客観的評価を行う。

検証は、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針の3つのポリシーに基づき、入学前から卒業後までの成長を機関（大学）レベル、教育課程（学科）レベル、科目レベルの3段階のレベルで、下表に示す評価指標を用いて実施する。

### ◆機関（大学）レベル

教育課程レベルにおける評価結果に基づいて、大学の教育目標の達成状況を確認・評価し、その結果を入試、教育改革・改善、学生・学修支援の改善等に活用する。

### ◆教育課程（学科）レベル

成績評価、GPA、各種テストや調査等の結果に基づき、学修成果を確認・評価する。その結果は、カリキュラム改善や学修支援活動に活用する。

### ◆科目レベル

シラバスで提示された科目のテーマ、到達目標（学修成果）等に対する成績評価や各種調査等の結果に基づき、科目ごとの学修成果を確認・評価する。その結果は、授業内容、授業計画、授業方法の改善等に活用する。

具体的な学習成果の評価は以下の通り実施する。

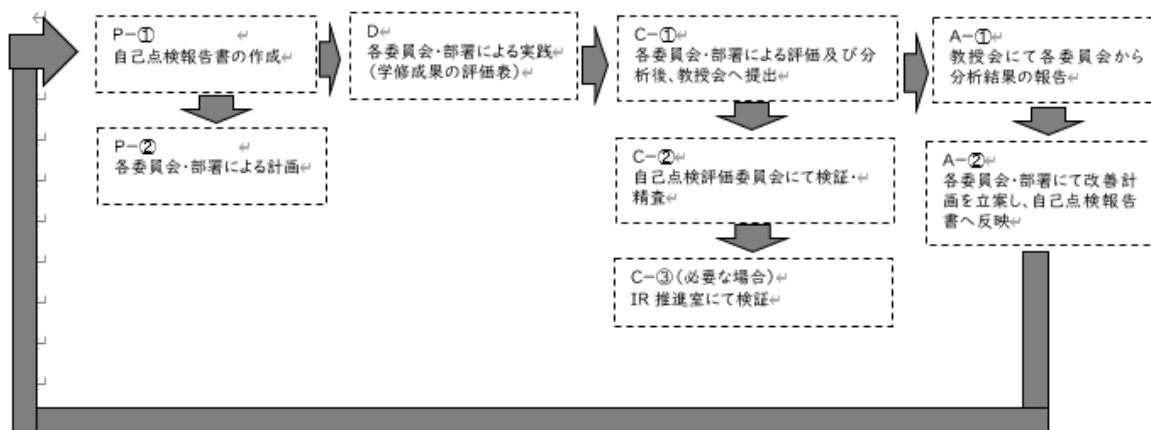
学修成果の評価(実施部署、実施時期)案

基準	入学前・入学直後	在学中	卒業時・卒業後
基準	アドミッション・ポリシーを満たす人材か	カリキュラム・ポリシーに即して学修が進められているか	ディプロマ・ポリシーの各項目を満たす人材になったか
機関レベル・教育課程レベル	【入学前】 ・入学試験(入試広報委員会) 調査書等の記載内容、面談 【入学後】 ・新入生アンケート(4月実施)(入試広報委員会) ・PROGテスト(5月実施)(IR推進室)	・休学率(教務委員会)(教学課)(ゼミ担当者) ・退学率(教務委員会)(教学課)(ゼミ担当者) ・学生アンケート(6月実施)(学生支援委員会) ・PROGテスト(5月実施)(IR推進室) 【学習方法・学習過程の在り方】 ・アクティブ・ラーニング実施科目数(教学課) 【学修成果の評価の在り方】 ・GPA(9月、2月)(教務委員会) ・履修カルテ(9月、2月実施)(教務委員会) ・ディプロマ・ポリシー別科目数(4月)(教学課) ・ディプロマ・ポリシー別修得単位数(4月)(教学課)	【卒業時】 ①基礎的教養と倫理観、保育の専門的知識と技術 ・PROGテスト(5月実施)(IR推進室) ・履修カルテ(9月、2月実施)(教務委員会) ・学生アンケート(6月実施)(学生支援委員会) ・GPA(9月、2月)(教務委員会) ②課題解決力や判断力、コミュニケーション能力 ・PROGテスト(5月実施)(IR推進室) ・履修カルテ(9月、2月実施)(教務委員会) ・学生アンケート(6月実施)(学生支援委員会) ・GPA(9月、2月)(教務委員会) ③地域社会において協働、貢献する力、意志 ・学位授与数(教務委員会) ・資格・免許取得状況(教務委員会) ・卒業生アンケート調査(8月実施)(学生支援委員会) ・就職率、専門領域での就職率(4月実施)(キャリア支援委員会) ・PROGテスト(5月実施)(IR推進室) ・履修カルテ(9月、2月実施)(教務委員会) ・学生アンケート(6月実施)(学生支援委員会) ・GPA(9月、2月)(教務委員会) 【卒業後】 ・就職先アンケート調査(8月実施)(キャリア支援委員会)
レベル		・科目ごとの成績評価分布(教務委員会) ・学生による授業評価アンケート(教務委員会)	
評価	各担当部署にて評価→教授会にて報告(7月)→自己点検評価委員会へ検討・評価(8月)	各担当部署にて評価→教授会にて報告(10月)→自己点検評価委員会へ検討・評価(11月)	各担当部署にて評価→教授会へ報告(7月)→自己点検評価委員会にて検討・評価(8月) (臨時の検討評価あり)

上記アセスメント・ポリシーの計画は、定期的に見直し・点検をしながら実施する(令和6年度作成)。なお、この学習成果は、学生ハンドブックおよびホームページ、募集要項に掲載して学内外に表明している。あわせてオープンキャンパスや高校訪問時などにおいて学外に周知している。

また、自己点検評価委員会にて、学習成果を組織的かつ定期的に点検が行える仕組みのフローチャートを以下のように作成した(資料:2024年2月教授会議事録)。

【学修成果の評価 フローチャート】2025年度改訂版



[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]

## <区分 基準 I -B-3 の現状>

建学の精神、教育理念に基づいて、三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

学修成果の評価の達成基準として三つの方針を設定し定期的に点検を行う中で、自己点検評価委員会を中心として全学的に議論を重ねている。

三つの方針を踏まえた教育活動内容をカリキュラムマップにて示して教育活動を行っている。シラバスにディプロマ・ポリシーに対する学修成果との対応について示している。カリキュラムマップ、ナンバリングを新しい3ポリにあわせて改訂、整備し、関連性をわかりやすくした。なお、新年度はじめのオリエンテーション時にカリキュラムマップを用いて学生には説明を実施している。

三つの方針は以下の通りである。なお、カリキュラム・ポリシーにおける「学修方法・学修過程の在り方」および「学修成果の評価の在り方」に関しては、本学の教育理念を実現するため協同教育の理念に基づいた学修方法と実践内容を示している。

### 3つのポリシー

ユマニテク短期大学は、教育理念・教育目標に基づき、「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」、それを実現する「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」、提供する教育プログラムに適った学生を選抜する「アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）」を策定しており、これらを3つのポリシーとして下記の通りとする。

#### ディプロマ・ポリシー

現場に即した保育者になるため、本学の教育理念に基づき、本学の定める授業科目及び所定の単位数を修得し、次のような資質・能力を身につけた者に対して、卒業を認定し「短期大学士（幼児保育学）」の学位を授与する。卒業認定の際に獲得していることを求める学修成果は次のとおりである。

- ① 保育や教育に携わる者にふさわしい基礎的教養と倫理観、保育の専門的知識と技術を身につけている。
- ② 日々の実践の中で保育や教育に関する問題を見だし、課題に対して最善の解決方法を思考する力や判断する力、他者に伝える力としてのコミュニケーション能力を身につけている。
- ③ 様々な学びの体験を通して、子どもや家庭、地域社会において多様なあり方を尊重しながら協働する力、地域社会に貢献する強い意志を身につけている。

#### カリキュラム・ポリシー

本学は「建学の精神」に基づく教育理念・教育目標を実現するために、ディプロマ・ポリシーを構成する3つの資質・能力を、2年間の教育課程において一体的なものとして修得していく。

- ① 保育・教育に関する基礎的な内容を幅広く学ぶための教育の基礎的理解に関する科目を配置する。
- ② 保育・教育に関する専門教育科目を学び問題解決能力やコミュニケーション能力を高める教育及び保育内容の指導法に関する科目を配置する。
- ③ 自立した社会人になるために、よりよき社会の形成に自ら貢献する意欲と生涯学習力を育てる発展的な内容を学ぶ実習、ゼミナール、地域貢献活動等に関する科目を配置する。

### 〈学修方法・学修過程の在り方〉

本学の教育理念である「豊かな人間性と確かな技術」の養成を実現するために協同教育<sup>12)</sup>の理念に基づいた学修方法を取り入れ、実践する。「協同学習」の様々な実践法はアクティブ・ラーニングの根幹を支える学修方法であり、講義・演習・実験・実習等あらゆる教育活動の基盤である。また、協同学習は協同の精神に基づいて学習目的の達成に向け、仲間が心と力を合わせて、自分と仲間のために真剣に学ぶことを「善し」とする心構えを養成する。協同の精神を持つことで、学習者は自分の学習に対する責任感や学習意欲を高めるとともに、仲間の学習に対する尊重や支援を示すことができる。

### 〈学修成果の評価の在り方〉

本学の教育理念である「豊かな人間性と確かな技術」の養成を実現する観点から、GPA制度を用いた点検・評価・改善を行い、教育の質を保証する。ディプロマ・ポリシーの達成を目標に、各科目のシラバスにおいて評価方法を定め、適切に評価を実施する。学生は「履修カルテ」を利用して自己の学修を振り返り、教員は学生の自己評価をベースにしながら指導を展開する。その過程の中で、評価指標などを取り入れながら、学生の学修成果全体を点検・評価・改善する。

### アドミッション・ポリシー

本学は、「豊かな人間性と確かな技術」を持った「地域を支える次世代」を養成するために、教養科目・専門教育科目での学修を通じ、人間性と専門性を高めている。

そのため、入学する学生には高等学校までの教養を活かし、主体的・意欲的に本学での学修に取り組み、他者との協力を図りながら、身近な問題に気づき考えることが期待されている。また、子どもへの愛情を持ち、保育職に就くという強い意志が必要とされる。本学ではこのような入学者を適正に選抜するために、多様な選抜方法を実施している。

- ①高等学校までの学習内容を幅広く理解し、主体的に聴く・話す・読む・書くなどの姿勢や、子どもと関わる職業へ就くという強い意志をもっている。
- ②自らの意思を明確に表現し、他者とコミュニケーションを図りながら協力して学業や行事などに取り組む意欲をもっている。
- ③子どもや家庭、地域社会への興味関心、子どもへの深い愛情、様々な課題に対し自ら向き合い他者とともに磨き合って高め合おうとする意志をもっている。

<sup>11)</sup> 協働の意味 対等な立場に立って一緒に働くこと

<sup>12)</sup> 協同教育 互いに学び合い、高まり合う人間関係に基づく教育の総称

### 〈テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題〉

現在、自己点検評価委員会が中心となり、学修成果の評価を各委員会において行っているが、各委員会で評価・判定にとどまらず、課題を見つけ出し改善につなげられるような仕組みを検討し、全学的な点検を継続していく。教育課程の全科目に学習成果が反映されている状況ではないため、今後協議を重ねていく。また、外部からの意見収集の場として、高等学校などから意見を頂けるよう第三者評価委員会の立ち上げに次年度は取り組んでいく。

### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

3つの方針について、自己点検評価委員会を中心に定期的に点検を行っていきけるようにPDCAサイクルを実施していく。さらに、外部の意見を取り入れながら見直しを進めていく。年度はじめのオリエンテーション時に学生には、カリキュラムマップを用いて説明を行っているが、学生の理解度を深めるための工夫が課題である。また、どのステークホルダーから見ても分かり易いかの点検も行う必要がある。

### [テーマ 基準 I-C 社会貢献]

#### <根拠資料>

- ・みえアカデミックセミナー2025 チラシ
- ・公開講座のチラシ
- ・インターンシップのチラシ
- ・ホームページ
- ・ユマ短通信
- ・中日新聞北勢
- ・伊勢新聞
- ・DVD
- ・ボランティア実施記録
- ・ユマっこルームのチラシ

### [区分 基準 I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

#### <区分 基準 I-C-1 の現状>

本学の建学の精神である「地域を支える次世代を社会に送り出す」を体現する取り組みとして、地域社会に向けた公開講座及び生涯学習事業等を積極的に行っている。

##### ①みえアカデミックセミナー（公開セミナー）

開学初年度より、三重県内の大学・短期大学・高等専門学校及び三重県生涯学習センター主催による公開セミナーである「みえアカデミックセミナー」（三重県総合文化センターで開催）に毎年講師を派遣し積極的に参加している。なお令和7(2025)年度は、本学准教授水野友美が講師を務めた。「ガーナってどんどこ？ハンセン病研究からみえたこと」をテーマに掲げ講演した。大人が子どもを一人の人間として尊重し、互いが安心して信頼関係を築けるための関りを学べる機会として、多くの参加者が集まった。また、今年度は鈴木建生教授による移動講座（三重郡川越町）も行った。テーマは「叱ったり怒ったりせずに問いかけ（質問）でかかると子どもはどうなる？」。32名の参加があり好評であった。詳しい内容は三重県生涯学習センターみえアカデミックセミナーの事業レポートにて報告されている（資料：みえアカデミックセミナー2025 チラシ）。

## ②ユマニテク短期大学公開講座

令和7(2025)年6月22日(日)に令和7年度公開講座を実施した。今回は、桂文我氏による親子寄席を行った。地域の親子を対象に募集し、当日は多くの参加があった(子ども25名、保護者20名)。子ども達は、桂さんからの問いかけにも積極的に応じ、落語の魅力に触れていた。演目は、「平林」や「ん廻し(んまわし)」などを披露していただき、会場は子どもたちの笑い声に包まれ、終始和やかな雰囲気となった。アンケート結果からは、落語初心者の子どもの保護者の方々にとっても非常に親しみやすく、楽しかったという感想を多くいただき、事後アンケートでも、「親子共々、落語の舞台を見た事がなかったので、直近に声を拾ってもらえる距離感で、生の落語家さんの空気感を感じられたのは、とても貴重でした」といった声をたくさんいただいた(資料:公開講座チラシ)。

## ③三重県委託訓練生受託(三重県離職者訓練)

令和2(2020)年4月から三重県委託事業としての委託訓練生制度が開始され、保育士養成科生徒としての受入れが行われるようになった。令和7(2025)年度に9名を受入れた。本学においても、教育研究体制として多様性と柔軟性の確保の一環として、18歳で入学する者を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人を積極的に受け入れる体質変換を実施している。委託訓練生からは、三重県内の他の委託生を受け入れている養成校のなかでは、本学は多くの支持を得ており、毎年多数の社会人が受験している。なかには、三重県委託事業の訓練生として試験に通らなかった場合、本学の社会人入試を受験したいという希望の者もあり、多様な学生の受け入れを実現している。

## ④三重県内外各地の教育委員会及び団体からの講師派遣依頼

本学では、三重県内各地の教育委員会及び団体から派遣の依頼や委託を受け、本学所属教員が各種研修講座を実施した。令和7(2025)年度も、放課後児童支援員等研修を始めとする各種講師派遣を行った。研修は、放課後児童支援員を始め、保育士、幼稚園教諭、子育て支援事業担当者等広範囲を対象にした子育て支援講座を開催した。なお本学から派遣しているケースのほか、教員自身が自らの専門性を活かし、各種研修講師や演奏活動など積極的に社会貢献活動を行っている。これらの要請状況から、本学教員の専門性および、教育研究力の高さ、地域からのニーズに応えられていることがわかる。

## ⑤高大連携校への出張講座

本学は教育機関と高大連携協定を締結した学校が7校(大橋学園高等学校・三重県立久居高等学校・三重県立四日市農芸高等学校・三重県立桑名北高等学校・名古屋ユマニテク調理製菓専門学校高等課程・三重県立伊賀白鳳高等学校・三重県立白子高等学校)あり、各校への出張講座を行っている(資料:高等学校とユマニテク短期大学との高大連携に関する協定書、学校一覧)。本学の成り立ちから姉妹校への出張講座はもとより、三重県内公立高校への出張講座も行っている。本講座では、高大接続に関連して高等学校での学びと高等教育機関での学びの違い、高等教育機関で学ぶ上での心構えについて講義して、短大での学びのイメージをもち、スムーズに短大での学習に移行できるように努めている。また、保育・幼児教育への興味関心を高めるために、本学の実務家教員を派遣して、保育の

魅力を伝えている。そのほか、本学の音楽専門教員を派遣し、ピアノ指導の導入を実施している。その際、本学の教育の特徴である専門ゼミナールにおけるプログラム内容を紹介し、短大での学びの内容をより身近に感じてもらい、興味関心をもってもらっている。さらに、「子どもが好き」という生徒だけでなく、「音楽が好き」「造形が好き」「ダンスが好き」といった「様々な好き」をきっかけに保育に興味をもってもらい多様な学生確保に努めている。

また、三重県内の姉妹校へは出張講座だけでなく本学のキャリア支援担当者と高校生が近隣の保育施設へ赴き子ども達との触れ合いや、保育士の方たちの話から自身の職業選びを考える機会を作っている。

#### ⑥その他の活動（専門ゼミナール地域連携プログラム）

社会福祉法人アパティア福祉会と連携して、本学学生の地域での実践の機会を得ている。具体的には本学 2 年次の専門ゼミナール地域連携プログラムの学外実践活動の一環として、地域の親子及び児童福祉施設の子どもたちを対象に、学生が自ら立案・企画・練習・運営を行った表現活動としてダンスショー・手作り楽器の製作を行った。本活動は、地域の子どもと演者である学生との交流のなかで文化・芸術を媒介として社会性を相互が学び、知的経験を深めることを目的としており、令和 7（2025）年度は 2 回公演を実践した。1 回目は令和 7（2025）年 11 月 8 日（土）本学での大学祭（約 500 名）では子ども向けのダンスショー・手作り楽器の製作を行い、学生の資質・能力の向上及び地域社会における本学の知名度を上げていく。高校生向けのオープンキャンパスを同時開催していることもあり、実際にこの活動を見て、本学への入学を希望した者もあり、地域社会へ貢献ができています。2 回目は令和 7（2025）年 12 月 13 日（土）ダンスチームはエスペランス四日市にて、入所している幼児から高校生を対象にダンスショーを実施、地域交流の場となった。音楽チームは本学にて地域の高校生向けに実践を行った。

#### ⑦その他の活動「地域ボランティア実践」

「地域ボランティア実践」という 1 年次必修科目において、行政との協力・連携および地域への貢献を学ぶため、地元である四日市市の「じどうかんまつり」にボランティアとしてブースを出店することで子どもたちとの触れ合い、学外活動の体験をしている。この祭りには、ブースの企画から参加しており、児童館の先生方から遊びの指導を受けながら、時間を掛けて準備している。学生たちは、現場の先生方からの的確な助言を受け、子どもたちに安全な遊びを提供する難しさを痛感し学びを深めている。さらには四日市市の「アートフェスタ」に参加し、参加した子どもたちとの関わりも大切にしている。これらの活動を通して、学生たちは、子どもたちが安全・安心して過ごせる地域社会の構築について考える機会となっている。

#### ⑧高校生のインターンシップについて

本事業は、四日市市こども未来課と四日市私立保育連盟と本学で連携を図り、高校生のキャリア教育の機会の一つとして、夏休み期間を利用して保育の職業体験を行い、将来のキャリアの一選択肢として保育士を意識させることで、保育者不足解消の一助となることを目

的としている。さらに保育者養成校であるユマニテク短期大学で実習担当教員による事前・事後指導を行うことで、職業体験を円滑で実りのあるものに行っている。令和5年(2023)8月に第一回目として行われた本事業では、32名の参加総数があり、そのうち23名が高校3年生であった。そして、高校3年生の参加者の中から最終的に13名の入学があった。また、令和6年(2024)8月に行われた第二回目の本事業では、97名の参加総数があり昨年と比べ3倍もの参加者となった。そのうち、38名が高校3年生で、その中から最終的に21名の入学があった。令和7年(2025)8月に行われた第三回目の本事業では、90名の参加総数がありました。昨年度より参加者が少なくなかった要因の一つに、今年度より、桑名市が行政主導で同様の職業体験を、本事業と全く同じ時期に行い、約30名の参加者があった為です。3年連続行うことで、この企画の認知度が高まり、高い集客を安定して見込める様になった。また、職業高校・進学高校・通信制高校など幅広い層の高等学校からの参加も増え、この行事への高等学校からの期待感や、保育分野への貢献を実感することができた。

教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

福祉施設等でコンサートや劇を公演したり、行政が主導する、じどうかんまつりや、三浜アーとフェスなどにブースを出店したりして学外活動を積極的に行っている。ホームページ、中日新聞北勢版に掲載、ボランティア実施記録(学外授業実施記録)ボランティア活動支援の教職員を設置し、学生の活動を支援する。また学内においても地域の人を呼んで演奏(公開講座)や、遊びの体験の場(子育て支援)を行っている。(資料:インターンシップのチラシ、ホームページ、中日新聞北勢版、ボランティア実施記録)。

#### ⑨子育て支援ルーム・家庭教育支援

令和7年度は本実施2年目となり、地域への貢献と学生の成長が両立した一年となった。年間6回の開催で59家族・延べ77名が利用し、地域の子育て支援ニーズに応える取り組みとして大きな意義を示した。特に1歳児の参加が多く、回ごとに参加人数の変動はあったものの、リピーターが多く継続的な参加が定着していた点は、地域住民にとって安心して利用できる場として機能していたことの表れである。

学生に関しては、振り返りを通して学びや成長がしっかりと見える形になり、運営にも主体的・積極的に関わろうとする姿が感じられた。参加者アンケートでも概ね良い評価が寄せられ、会場全体が終始あたたかな雰囲気にも包まれていたことは、学生の関わりが地域に良い影響をもたらしていたことを示している。

周知面では、市役所や児童館など地域機関との連携が強化され、情報発信がより効果的に行われた。運営面でも、同時配信の実施や導線整備が機能し、来場者にとって安心して参加できる環境づくりが進んだ。

一方で、事務職員からは地域性の影響により平日の参加が比較的容易であるとの意見があり、次年度に向けて土日開催の意義を検討する必要性も示された。総じて、学生の成長が高く評価されるとともに、地域への社会貢献が着実に進んだ一年であった。

#### <テーマ 基準 I-C 社会貢献の課題>

特になし

## <テーマ 基準 I-C 社会貢献の特記事項>

特になし

## [テーマ 基準 I-D 内部質保証]

### <根拠資料>

- ・ GPA 分布表
- ・ 履修カルテ
- ・ PROG テスト結果
- ・ 学生アンケート
- ・ 入学試験資料等
- ・ アセスメント・ポリシー
- ・ 令和7年度 第2回自己点検・評価委員会議事録
- ・ 令和7年度 第4回教授会議事録
- ・ 令和7年度 第4回自己点検・評価委員会議事録

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

### <区分 基準 I-D-1 の現状>

平成 29 年度よりユマニテク短期大学学則第 4 条及びユマニテク短期大学自己点検・評価委員会規程第 2 条に基づき、自己点検・評価委員会が組織された。同委員会はユマニテク短期大学自己点検・評価委員会規程第 3 条に基づき、学長が主宰している。その目的は教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することを明記している。

自己点検・評価委員会は発足当初は学長、学科長、事務長、副事務長、教学課課長代理のほか、一部教職員（本部職員を含む）で組織されていたが、令和 7 年度は、学長、学科長、教学課課長、一部事務職員によって組織され、日常的に点検・評価を行う体制を構築している。また、原則として月 1 回、委員会を開催しており、令和 6 年度から引き続き委員会内で役割を整理配分しつつ、年間を通じて点検・評価活動を推進する委員会として一体化した活動を行っている。報告書作成においては、各々が所属する委員会が主体となり取り組むことでより強固な体制となっている。なお、HP 上にて自己点検・評価報告書等を毎年度情報公開している。

令和 5 年度、(一財) 大学・短期大学基準協会による認証評価の結果、適格との認定を受けた。この経験と実績を踏まえ、自己点検評価活動の重要性が全学的に認識され、令和 5 年度から引き続き令和 6 年度以降も自己点検・評価報告書作成において各々が所属する複数

の委員会の作成作業に携わっている。また、所属するすべての委員会において「内部質保証ルーブリック」をもとにしに、PDCA サイクルを意識した点検・評価を行い、各項目の進捗状況の確認と振り返りにより今後の課題の認識と改善・改革に向けた活動に活かしている。さらに、必要に応じて、自己点検・評価活動を教授会などで報告し、周知徹底を図り、理解と協力を呼び掛けている。また、令和5年度のアセスメント・ポリシーの策定により、令和6年度はアセスメント内容の分析・評価を通して、教育の質保証を測る査定の仕組みが整えられ、教育の可視化により入試、教育改革・改善、学生・学修支援、カリキュラム改善や学修支援活動といった多岐に渡り活用できた。(資料;令和6年度第4回教授会議事録、令和6年度第4回自己点検・評価委員会議事録)この観点から、引き続き課題改善に向けた取り組みを図っている。

令和4(2022)年度まで教員懇談会を行った折もあったが、令和5~7年度においては自己点検・評価活動に関する高等学校等の関係者への意見聴取は実施することが出来なかった。令和7年度はステークホルダーへの理解を促すため、短大通信を定期的に大学として発行したが、次年度においては第三者評価委員会の開催を計画し実施していく。

自己点検・評価の結果を教授会での共有やFD研修会でのグループワークによって全教職員で議論を深めた。アセスメント(学修成果)実施報告での課題、FD研修での課題を踏まえ、各委員会にて取り組み項目を検討することで改革・改善に活用する仕組みを構築しつつある。

## [区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。]

### <区分 基準 I-D-2 の現状>

学習成果の査定については、学期ごとのGPA評価結果、履修カルテ、PROGテスト結果、学生アンケート、入学試験資料を活用して行っている。令和7年度、履修カルテの内容を改訂し、各科目の内容を明確に記入できるようブラッシュアップした。(資料:GPA評価結果、履修カルテ、PROGテスト結果、学生アンケート、入学試験資料)

自己点検評価委員会が中心となり、学習成果の評価に関するフローチャートおよび、学修成果の評価スケジュールをもとに定期的に査定を行っている。(資料:学習成果の評価に関するフローチャート、学修成果の評価スケジュール)

### <テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題>

査定資料をもとに評価基準に適しているのかについての判断の基準について検討を重ねる。履修カルテを紙媒体として学生に記入してもらっているが、学習成果の評価・分析の際にはデータの方が作業しやすいため、今後の検討とする。定期的な点検・評価、改善の継続的なサイクルを確立し、アセスメントの体制を構築する。自己点検・評価活動に関する高等学校等の関係者への意見聴取を、一部もしくは全体の高等学校へ教育懇談会やアンケート等にて行う必要がある。

今年度はアセスメントを実行していくことに重点が置かれた。自己点検・評価の課題の検討過程、改革・改善へつながる仕組みについて、今年度は試行錯誤で実施の状態である。この

点についても PDCA を回すことで、効果的な活用につながっていく。

#### <テーマ 基準 I -D 内部質保証の特記事項>

特になし

#### <基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

##### (a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

「地域の保育幼児教育を支える『豊かな人間性と確かな技術』を兼ね備えた次世代の人材を育成し、地域社会に送り出す」という本学の使命を果たしているかという点に関して、「豊かな人間性」という非認知能力をどのように学修成果として可視化していくかという点において重要な課題が依然としてある。それに対し、三つの方針とのつながりと学習成果をどのように評価するのか、現在ジェネリックスキルの測定結果をもとに、育成プログラムを実施できるよう、学長を中心としたプロジェクトチームにて状況を評価・再検討している段階にある。令和7年（2025）度には新たな学生へカリキュラムマップとあわせて改定したものを示したが、長期履修制度を実施するにあたってカリキュラムを見直す必要があるため、カリキュラムマップや三つのポリシーとのつながりについても再検討を続けていく。令和8年（2026）度も引き続き分析を深め、さらなる改善ができるように教務委員会が中心となって検討を進めている。地域社会への貢献に関して、地域の様々な機関との連携だけでなく、本学の同法人の専門学校とも連携して、地域貢献を進めていけるように学科教員が中心となって計画をたて実施している。

##### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

まずは、履修カルテや GPA 評価結果、授業評価などをもとに、令和7年度の分析・検討を行い、各委員会での評価を得た上で再構築していく。

**【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】****[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]****<根拠資料>**

- ・シラバス
- ・カリキュラム一覧表
- ・時間割
- ・カリキュラムマップ
- ・学生ハンドブック
- ・学則

**[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]**

**<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>**

本学では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を、令和元（2019）年度に改定を行っている。各科目のシラバス等においては、ディプロマ・ポリシーとの関連性を強め、学修成果を関連付けるように作成した。卒業要件や資格に関する内規も、ディプロマ・ポリシーと関連付けて改定を行い、オリエンテーションなどでは整合性を図りながら、学生に対して具体的に提示を行っている。国家資格取得などとの整合性を図っているため、ある程度の社会的通用性は担保されているが、国際的な通用性といった観点からは再検討が必要な状況でもある。また、ディプロマ・ポリシーは全学的な取組として定期的な見直しを行っている。（資料；ディプロマ・ポリシー、シラバス、学外実習内規、学生の資格取得状況、教授会議事録）

**[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]**

**<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>**

学修成果に対応した授業科目を編成しているかについては、カリキュラムマップ、シラバスともにナンバリングを記載し、それぞれの授業科目がディプロマ・ポリシーのどの箇所に該当する学びなのかを照らし合わせられるようにしている。また、学生ハンドブックにも記載し、入学時のオリエンテーション時や初回の授業時の際にシラバスを用いながら説明している（資料；カリキュラムマップ、シラバス）。

単位の上限に関しては、2年間で免許・資格の取得を目指すため、1年間で取得する単位数が多くなるが、単位の実質化（1単位当たり45時間の必要な学修時間を確保）を図り、学修すべき授業科目を精選することで十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけてもらうことを目的とし、年間履修登録単位数の上限を定めた（資料；学則）。

成績評価基準については学則で規定し、その客観性及び厳格性を確保している。シラバス

に到達目標として学習成果の到達基準を記載している。また、すべての科目において定期試験を行っており、15回の学修内容を示したうえで、定期試験を実施している。(資料; シラバス)。

シラバスはHPにて、公開し、授業が始まる前に、事前に学生がどこでも確認ができるようにしている。また、1回目のオリエンテーション時にも授業によってはシラバスを配付し、到達目標、授業の概要、授業内容や展開、教科書、学修成果について詳細に説明したうえで、授業を実施している。また、シラバスに記載されているナンバリングについては、令和6年度よりディプロマ・ポリシーに合わせた分類、学年、識別番号によって表され、カリキュラムマップとともに学生に周知している(資料; シラバス, カリキュラムマップ, 学生ハンドブック)。

本学では通信による教育を行う学科・専攻課程は設置していない。

教育課程の見直しについては令和8年度より実施する長期履修課程を念頭に、現在大幅なカリキュラム変更を予定している。変更後も教務委員会を中心に、学生の実情や時代の要請に合わせた定期的な見直しを行い、教育の質向上のための改善に取り組んでいく。また、令和元(2019)年度より実施された、幼稚園教諭の免許取得に係る再課程認定及び指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の変更時に、教育課程の大きな見直しを行ったが、その際に教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を改定している(令和元年(2019))。令和6年度には、本学の建学の精神等を深く理解し学ぶことのできる科目として「ユマニテク教育学」を設置し開講している。取得できる資格として幼稚園教諭二種免許状や保育士以外に「児童厚生二級指導員」や「ネイチャーゲームリーダー」等複数の資格がとられるようなカリキュラムとなっている。今後、保育現場の現状を捉えた上で、必要とされる資格を吟味し、学生が目指すキャリアの選択の幅を広げかつ特色ある実践的な保育者養成を目指しており、現在、取得できる資格について見直している(資料; カリキュラム一覧表, 学則, 学生ハンドブック, シラバス, 時間割)。

**[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]**

#### **<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>**

本学のカリキュラムは、幼稚園教諭免許と保育士資格取得に必要な科目については全員が履修できるような体制を整えている。選択科目においては希望に応じて複数の科目が履修可能となるように時間割を組んでいる。教養科目についても、幼稚園教諭免許と保育士資格取得に関連の深い科目で編成されている。令和6(2024)年度から、教養教育科目に「建学の精神」を学べる科目「ユマニテク教育学」を設置した。さらに同年度には「あそび入門」を設置し、令和7年度には「あそび探究」を設置した。このことにより、あそびに関する学習について、系統的に実践を踏まえて学ぶことが可能となった。

科目の配置時期についても1年次・2年次とバランスよく配置している。どの教養科目がどの資格取得に必要なのかについてカリキュラム一覧表(資料-学則)に明記している。さらに、各期のオリエンテーション時にカリキュラム一覧表を配布して学生へ説明をしている。

教養教育における効果については、履修状況と単位取得状況をまとめ、教授会にて確認・

検討している。また、教養科目の授業の評価についても、授業についてのアンケートを実施し、学生の意見をもとに授業改善に努めるとともに、教務委員会にて授業アンケート回答の振り返りを行う。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

#### <区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。保育者専門職養成を目的としており、入学前から卒業後の進路を見据えて、教員が一丸となって一貫性のある教育内容を体系的に展開している（資料：すたーとあっぷ、カリキュラム一覧、シラバス）。職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。学外の実習や体験学習、PROG の実施等を通してキャリア教育を全教員で行い、実習評価や、GPA 結果分析を行っている。また卒業時と卒業生対象、就職先に、アンケートを実施し、その結果を踏まえ改善に取り組んでいる（資料：訪問指導報告書、評価票、進路状況報告書）。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

特になし。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし。

#### [テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

##### <根拠資料>

- ・アセスメント・ポリシー
- ・シラバス
- ・教授会資料（単位認定、資格認定）
- ・GPA
- ・ジェネリックスキルテスト（PROG）
- ・就職状況
- ・授業評価

[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]

#### <区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

学習成果の具体性については、シラバスに該当科目が狙う学修成果の記載欄を設け、運用している（資料；アセスメント・ポリシー、ディプロマポリシー等）。策定したアセスメン

ト・ポリシーに従い、「教育課程レベル」及び「科目レベル」で評価を行う。また、策定したアセスメント・ポリシーに従い「科目レベル」で各科目の評価を行い、厳正かつ適切に行っている（資料；アセスメント・ポリシー等、シラバス、教授会資料（単位認定、資格認定））。単位認定状況、国家資格等の取得状況も良好である。学習成果として測定としては、GPA・ジェネリックスキルテスト（PROG）・単位習得状況・資格取得率・就職状況等を活用している（資料；GPA・ジェネリックスキルテスト（PROG）・単位習得状況・資格取得率・就職状況等）。

#### [区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

##### <区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

教員は各担当教科について、ディプロマ・ポリシーと授業の対応、授業の到達目標をシラバスに示し、学習成果の獲得に努めている。

教員は各担当科目において、シラバスに示した授業評価方法・基準に従って、厳格に評価および単位認定を行っている。シラバスの様式も、授業の到達目標が学修成果であることがわかるよう構成されている。

学習成果については、多面的な測定方法により、学習成果を把握できるよう努めている。

直接評価（量的）として GPA 制度を用いて把握している。欠席回数が一定以上の学生を各科目担当者から連絡を受け学科会にて毎月確認され、必要に応じてフォローする体制も整えて学修成果の獲得のプロセスも大切にしている。また外部アセスメントテスト PROG の導入で客観的な学習成果の測定し可視化して把握、経年変化なども分析している。

間接評価（量的）について、学生による授業評価アンケート、就職内定者の推移、卒業生へのアンケート、就職先アンケートを実施し把握、来年度に向け学生アンケートを実施できるよう準備を進めている。

直接評価（質的）として、授業の中でピアノ発表、表現などの演習、造形のポートフォリオとしてのファイル、卒業レポートなどの学習成果を獲得し、客観的に評価し成績に反映している。

間接評価（質的）として、授業の中でリフレクションにより適宜学生自身の振り返り状況を把握している。履修カルテに学生自身の振り返りと GPA 結果記載する欄を儲け、学生自身で学修成果の達成度を実感できるよう、学生が学習成果を把握できるよう履修カルテの活用をする。担当教員との面談をしながら振り返りを行った。

令和 7 年度は獲得した学習成果を各授業や委員会内にて把握、教授会にて昨年策定したアセスメント・ポリシーに従って把握した。

学生による授業評価については、前期・後期の年 2 回、学生による授業評価アンケートを実施し、その集計結果と学生からのコメントを踏まえて教員は、授業の振り返り、及び改善計画を記した回答書を提出し、それに基づいて次期の授業改善を行っている。（資料；学生による授業評価アンケート、学生による授業評価アンケート回答書）アンケートの結果と教員からの回答書は事務局と図書館に設置され、学生も閲覧可能であること、また、アンケートの集計結果は、Teams（Microsoft365）上においても常時確認ができるようにしている。さらに、令和 7 年度のシラバスからは、授業評価アンケートの結果をどのように受け止め、

授業の成果を高めるためにどのような工夫をされているかについての記述欄を設けている。

授業内容に関する授業担当者間での意思の疎通、協力・調整については、新年度の円滑なスタートに向け、令和7年度は新年度開始前の3月に新規採用教員だけではなく、非常勤職員も交えた全体的な打ち合わせの場として、「常勤・非常勤教員および職員研修会」を開催した。(資料;常勤・非常勤教員および職員研修会のご案内) 本学の目指す教育について、全教員が共通理解をする機会となるだけではなく、授業担当者間での協力・調整など意思の疎通を図る機会となった。また、非常勤教員には「非常勤講師ハンドブック」を配布して、授業実施に関する共通理解につなげているほか、当該研修会以外に専任教員と非常勤講師との意思疎通が必要な場合は、教学課が窓口となり担当者同士のパイプ役となっている(資料;非常勤講師ハンドブック)。教員はシラバス作成の段階から授業担当者間で意思の疎通を図っており、特に、基礎ゼミナールⅠ・Ⅱなどの複数担当の授業においては、日々細やかな打ち合わせを実施している。実習にかかる科目では、情報の集約及び統一した判断を行うため、実習担当者チームによる会議が原則、月に一度、開催されている。このように授業担当者同士で情報共有、相談を行う体制を確立して、常時、連携をとっている。また、学科会議や教授会においても、実習を含めた全体的な情報共有が行われ、授業担当者間を越えた連携を図った全学的な協力・調整体制が構築されている。

教育目的・目標の達成状況の把握は、学習成果の獲得状況の把握と併せて行われ、小テストやレポート、定期試験などの結果を通じてシラバスに掲げた目標の達成度が確認され、シラバスに明示した方法によって各学生の成績評価がなされている。学生は『履修カルテ』への記入をすることによって自身の状況を把握し、振り返りを行っている。(資料;履修カルテ) 各学生の担当教員は、学生が記入した『履修カルテ』を確認し、面談を行い、学生、教員双方が個々の教育目的・目標の達成状況を確認している。その際、個別指導等実施記録、カリキュラムマップやナンバリングを活用し、学修の道筋と学修の段階を確認している(資料;カリキュラムマップ、ナンバリング)。また、令和7年度より学習成果の達成状況进行分析し、評価するアセスメント制度の運用を実施した。

学生に対する履修及び卒業や資格取得に資する指導のひとつに、出欠席状況の把握がある。専任教員はTeamsに随時入力し、非常勤教員は事務局に学生欠席連絡の届け出を行い、欠席が顕著な学生の状況を早期に把握できるようにしている。このような取り組みを学科として「学生指導におけるゼロ対応」を目標に取り組み続けている。また、年度始めの履修登録に関しては、学年ごとに実施するオリエンテーション時に説明を行い、適切な履修となるよう指導している。(資料;オリエンテーション資料) 1年次は基礎ゼミナール担当教員、2年次は専門ゼミナール担当教員が、適宜面談を実施し、履修状況や出席状況のほか、学生生活上の懸念など、あらゆる面において細やかな相談支援を行っている。さらに、令和7年度も学生支援体制の強化のため、学修や学生生活への不安ある学生等、多様化する学生へ対応する「学生相談室」の運用を行った。メンタルヘルスケアによる支援を含め、学生の小さな動向から支援・解決の手掛かりを見つけ出し、卒業に向けた継続的な学生支援を行っている。

事務職員は「建学の精神」「教育理念」を理解し、「めざす人間像」「教育目標」を確認した上で、教育目的・目標の達成及び学習成果の獲得の重要性を認識し、学生への適切な支援を行っている。また、事務分掌に基づき職務分担し、職務を各々が確実に遂行し、必要に応

じて連携しつつ各部署の職務を通じて学習成果の獲得に向けたサポートを行っている。さらに、事務職員は委員会に所属しており、教員のサポートと学生支援を中心に学習成果の獲得や学生生活を全面的にバックアップしている。(資料；令和7年度ユマニテク短期大学委員会組織図)教務委員会では、教員と事務職員が学生の履修状況や授業の出席率等の情報、支援を要する学生の把握等を共有することで、履修ミスや中退学を未然に防ぎ、卒業につなげている。学生支援・キャリア支援委員会は、学生生活が充実したものとなるよう多角的なサポートを行い、就学意欲の向上、促進を図っている。また、週一回開催される事務職員会議では、学生の状況および情報の共有を行うほか、業務改善について話し合い、よりよい学生支援体制の基盤作りにも努めている。

各課の職務は、学生の履修および卒業、就職に至るまでの支援を行うことであり、それぞれの職務を通して、学生の課題や学習成果を認識し、各々が職務を果たすことにより学習成果の獲得に貢献している。学生の履修登録や成績管理など教務系の業務を「教学課」、各種奨学金の事務手続きなど学生生活面での業務を「庶務課」で取りまとめているほか、「入試広報課」は、学生募集活動を通じ学生や高校との信頼関係のもと、入学後の学習成果に繋がるよう他の課との関係と情報のリレーションを図っている。事務職員は、このように職務を通じて学生が学習成果を多面的に獲得できるよう職務分掌を遂行し、貢献している。また、授業を円滑に行うための環境整備を行うだけでなく、学生の日常的な細かな疑問への対応など業務を通して、個々の学生の学習成果の獲得に貢献している。キャリア支援室では、個々の学生の学習状況や進路希望を詳細に把握しているだけでなく、履歴書の添削や面接練習などの就職指導のほか、就職に関する学生の不安や疑問に応える相談業務を行っている。その他、園への訪問や園長会議などへの参加を通して学外との関係性を深めつつ、相互間の情報交換や就職情報を収集している。このように就職支援を軸に個々に対するきめ細やかな学生指導と育成のほか、学外との関係性を常に良好に保ち、就職内定に結び付けるなど、学習成果の獲得に寄与する重要な職務を担っている。学生の成績記録等については学園の「文書保存規程」(資料；文書保存規程)に準じて、適切に保管管理している。

**[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]**

#### **<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>**

学期末に成績評価および GPA 算出に基づき、学外実習内規に照らし合わせて、実習実施可能基準の一つとして活用している。自己点検評価委員会、教授会および卒業判定会議など定期的に活用し確認している。学生の業績の収集については、履修カルテを活用している。

授業内においては、造形表現の成果をファイルにまとめ、成果を振り返り、就職してからも活用できるようにしている。来年度からは、担当教員との面談の振り返りもできるよう検討をした。2年間の学びの集大成として、成果報告集を作成し、学生に配布および図書館に所蔵している。

令和5年度以降は獲得した学習成果を各授業や委員会内にて把握、自己点検評価委員会にて昨年策定したアセスメントシートの項目を把握し、分析している。

これらのデータの一部を、ユマニテク短期大学ホームページの「情報公開」内公表している。(資料・卒業判定資料、学外実習内規、成果報告書、自己評価点検委員会議事録)

[区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

学習成果の獲得状況をシラバス内の成績評価基準により評価していることを学生だけでなく外部の方々も自由にシラバスを検索できるように公表に努めている。(資料：令和7年度シラバス)

学習成果の獲得状況については、履修カルテを活用して学生自身が2年間の学びを自ら振り返り評価できるように書面にて作成をしている。そして、卒業時にはゼミ担当教員からのコメントが入った履修カルテを渡している。卒業後は、履修カルテは各自で保管となるため、外部の方々が目にする機会もあり得る。(資料：履修カルテ)

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題>

特になし。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

<根拠資料>

- ・学生募集要項
- ・判定会議資料
- ・面談・面接評価票
- ・SNS
- ・HP
- ・パンフレット
- ・OC実施要項
- ・ガイダンスカレンダー

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

<区分 基準Ⅱ-C-1 の現状>

入学者選抜の方法は、面談、面接、作文、小論文、学科試験（現代の国語、言語文化もし

くは数学Ⅰ)、出願書類(志望理由書、学修計画書、活動報告書、調査書等)によって行われ、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)に基づいて対応している。(資料:学生募集要項)

令和2(2020)年度より入試問題作成委員会の規定を策定し、令和3(2021)年度4月から入試問題作成委員会を立ち上げた。そこで、入試に関わる問題作成、選定、点検、採点及び問題の質の向上のための打ち合わせや話し合いを継続して行っており、入学者選抜方法は入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)に対応している。(資料:学生募集要項) 令和2(2020)年度以降は大学新入試制度導入にともない、「総合型選抜(Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)」「学校推薦型選抜(指定校推薦)」「学校推薦型選抜(公募推薦(Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期))」「学校推薦型選抜(スポーツ推薦(Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期))」「一般選抜(Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)」「特別選抜(社会人)(Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)」となった。さらに、2023年度募集要項から「各選抜方法の説明」を明記し、各選抜方法の採点基準・配点などを示した。

「学校推薦型選抜(指定校推薦・公募推薦・スポーツ推薦)」では、調査書・推薦書20点、志望理由書・学修計画書・活動報告書15点(各5点)、面接35点、小論文30点、計100点とした。

「一般選抜(Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)」では、調査書5点、志望理由書・学修計画書・活動報告書15点(各5点)・現代の国語、言語文化または数学Ⅰ50点、小論文30点、計100点とした。

「特別選抜(社会人)(Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)」では、志望理由書・学修計画書・活動報告書15点(各5点)、面接35点、計50点とした。

また、2020年度入学生より、委託訓練生の受け入れを行っており、地域フリーペーパーへの広告、HPの整備などを行い広く制度を活用できるよう広報をした。

このように、受験生が個々の学習の状況や希望に応じて多様な選抜方法の中から選択して本学を受験することができるようになっている。高校の新学習指導要領導入にあたり、入試評価制度の検討にあたっては高大接続の観点にも留意し、各高等学校への訪問による形で県内高等学校との意見交換を行った。また、学校保健法に規定される感染症とみられる症状が有する場合の追試験の対応や、身体に障がいがある方への受験特別措置の設定、外国籍等の多様な価値観を有する受験者に対する出身高校との連携による支援など、柔軟な入試体制を構築している。

全ての入試区分において、教員全員が本学の建学の精神、教育理念、教育方針等についての共通理解を図り、統一した判定ができるように事前の打ち合わせにおいて、会議の場で注意することや質問項目についての留意事項を伝え、配慮している。

高等学校からの調査書も面接・面談で活用し、高等学校までの学びが的確に修められているかを確認している。また、自己PR文章については「志望理由書」や「学修計画書」として項目立てをして出願時に入学後の計画を記述する項目を設け、より受験生へ動機づけの工夫をしている。学校推薦型選抜(指定校推薦)については、高校訪問により高等学校の状況や実情を鑑みて指定校の条件を定めており、指定校の条件の見直しについては毎年委員会において実施している。(資料:判定会議資料、面談・面接評価票、学生募集要項)

## [区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。]

### <区分 基準Ⅱ-C-2 の現状>

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、本学の教育理念、教育目的、教育目標に対応し、本学ホームページと学生募集要項に明記し、受験生や保護者に明確に示している。また、令和5（2023）年度より開始され、令和6（2024）年度より総合型選抜入試のエントリー課題となった「保育士になれる夏休み（インターンシップ）」と、同じく令和6（2024）年度より総合型選抜入試のエントリー課題となった「総合型選抜探究講座」の詳細、各入試区分と選考方針について学生募集要項に記載するなど、明確に示している。これらの情報については、オープンキャンパスや学校説明会の機会を利用して周知に努めている。

（資料：学生募集要項）

入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。また、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の中で提示した「高等学校の教育課程を幅広く修得している」および、「学びたい学科で学修した知識・技能や態度を、地域社会で活かそうと考え、将来、保育者として従事したいという強靱な目的意識をもっている」の各項目により、入学前の学習態度並びに生活態度の把握・評価を明確に示している。

授業料、その他入学に必要な経費は、本学ホームページと学生募集要項に明記していると共に、オープンキャンパスや学校説明会の機会を利用して明示している。

本学独自の奨学金についても募集要項へ明示しており、中でも令和6年度より新たに実施をした北勢地区の高等学校へ在籍もしくは北勢地区へ在住している受験生に対し、検定料の3万円を減免する「北勢地区奨学金」は、地域に根差した奨学金として機能していると考えられる。北勢地区の受験生が増加してきている。

令和5（2023）年度から成している広報用学校PR資料を、効果的に活用をした。具体的には、各OC、ガイダンス、高校訪問で使用し、統一感のある広報が可能となり、全教職員が本学の強みを共通認識することにも大きく繋がった。大学パンフレット及び入試計画・学生募集要項の立案、大学広報紙、進学ガイダンス、大学ホームページに関する広報の実務、オープンキャンパス等に関する運営・事務については、入試広報委員会全体で年度初めに各業務の役割分担を行い、月に一度の会議や随時交換されるメールを活用した情報共有を行っている。（資料：HP、学生募集要項）

受験の問い合わせやイベントにて相談があった場合などに対しては、入試広報課が中心となって対応し、質問などに適切に答えている。電話やメール、SNSなどを利用し、ホームページ上からの問い合わせを可能とし、問い合わせ先については、大学パンフレットを始めとした様々な媒体で明記している。（資料：SNS、HP、パンフレット、学生募集要項、OC実施要項、ガイダンスカレンダー）

### <テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題>

特になし。

## <テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項>

学生アンケート、卒業生アンケート、PROG テスト等

## [テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

### <根拠資料>

- ・ ウェルネスチェックシート
- ・ 学生アンケート
- ・ 学生による授業評価
- ・ 履修カルテ
- ・ 学生ハンドブック
- ・ 就職状況
- ・ 全国学生調査

## [区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

### <区分 基準Ⅱ-D-1 の現状>

本学では、入学前から入学後まで一貫した学修支援体制を整備し、学生の学修成果を適切に把握しながら教育改善につなげている。入学前教育では、オリジナル課題本「すたーとあっぷ」を用いた課題と入学前講座を実施し、基礎学力の補強と学習意欲の向上を図っている。提出課題は教務委員会を通じて科目担当者へ共有され、授業の導入として活用されている。

入学後は、新入生オリエンテーションにおいて履修計画や資格取得に関する説明を行い、シラバスを用いて授業内容・評価方法を明確に示している。また、履修変更期間を設けることで、学生の学習希望に応じた柔軟な履修支援を行っている。学生には「学生ハンドブック」を配布し、学生生活や実習に必要な情報を体系的に提供している。

学修支援として、Microsoft365 を活用した学習状況の把握や補習授業、技能科目の個別補講を実施し、基礎学力不足や技能習得の進度差に応じた個別指導を行っている。さらに、ゼミナール担当教員による少人数指導やオフィスアワー、意見箱の設置など、相談しやすい環境を整備している。

学修成果の把握においては、授業最終回に「学生による授業評価アンケート」を実施し、授業改善に活用している。また、「履修カルテ」を用いて学生が学修や実習を振り返り、ゼミ担当教員との個別面談を通して次の学習目標を設定できるよう支援している。これらの取り組みにより、学生の学修成果を継続的に把握し、教育内容の改善に反映する体制が確立している。

## [区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

### <区分 基準Ⅱ-D-2 の現状>

本学では、学生生活支援を組織的に行うため学生支援委員会を設置し、学生相談、クラブ・サークル活動、保護者懇談会等に関する協議と情報共有を毎月実施している。学生の主体的活動を促進するため、学生会・サークル・大学祭などの行事には担当教職員を配置し、活動支援を行っている。

学生生活の環境整備として、キッチンカーによる昼食提供や自動販売機の設置を行い、通学面では最寄駅から徒歩圏に加え、自転車通学が可能となるよう駐輪場を整備している。住居支援として、アパート情報の提供や遠隔地特定指定校奨学金制度により、遠隔地からの学生を支援している。

経済的支援については、日本学生支援機構奨学金や三重県保育士修学資金貸付制度の案内に加え、本学独自の返還不要の奨学金（特別奨学金、総合型選抜奨学金、学園内進学奨学金、遠隔地特定指定校奨学金）を整備し、基準を満たす学生に支給している。

健康面では、保健室を設置し、ウェルネスチェックシートによる健康状況の把握とゼミ担当教員による面談を実施している。欠席が続く学生への早期対応や、生活・経済状況に課題のある学生の情報共有も行っている。令和6年度には学生相談室を設置し、心理専門員による支援体制を強化した。また、学生ホールに意見箱を設置し、学生の声を収集している。さらに、地域イベントやボランティア活動への参加を奨励し、「地域ボランティア実践」科目として単位認定を行うなど、社会的活動を積極的に評価している。

#### [区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

##### <区分 基準Ⅱ-D-3の現状>

本学では、学生が卒業後の進路や将来の職業について段階的に考えられるよう、1年次から体系的なキャリア支援を行っている。キャリア支援室を設置し、経験豊富な職員による個別面談を全学生に実施することで、少人数校の特性を活かしたきめ細かな支援体制を整えている。求人情報はキャリア支援室で常時閲覧できるほか、学生ホールでの掲示や Teams を通じて随時情報提供を行っている。

教育課程内では「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を必修科目として開講し、職業意識の育成と社会的・職業的自立を支援している。また、公務員志望者に対しては無料の「公務員試験対策講座」を開設し、筆記試験から実技試験まで段階的な支援を行っている。四年制大学への編入学や専門学校進学希望者には個別相談を実施している。

##### <テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題>

保育専門大学として、実習に関する支援内容をより充実させる必要がある。また、学生生活に関する情報量が多く、一度の説明では理解が難しい学生もいるため、学生ハンドブックの Web 化や Teams 等を活用した継続的な情報提供が求められる。丁寧なオリエンテーションは学生の生活態度に直結するため、実施時間の再検討が必要である。

入学時点での学力不足については、早期に情報共有し、全教職員による支援体制を強化する必要がある。実技以外の学修では、学生同士が互いの得意・不得意を補い合う協同学習の徹底が望まれる。

令和7年度から実施 “全国学生調査”の結果は、教育活動や学生支援、施設設備の改善に活用する。学生会やサークル活動への支援を強化し、活動を支える委員の増員も検討する。キッチンカーの周知や各種情報提供には SNS や HP を積極的に活用する。

遠隔地出身学生への支援体制の整備、本学奨学金制度の見直し、合理的配慮の義務化に伴う支援体制の整備が必要である。アセスメント・ポリシーに基づく学習成果の評価体制を構築し、卒業生アンケートの活用方法も検討する。学修成果を踏まえ、学生個々の課題に応じた支援とキャリア支援の連携を強化する。

経済的支援については、生活困窮学生が増加傾向にあるため、拡充した奨学金制度の利用状況を踏まえ、さらなる改善を検討する必要がある。健康管理面では、心理専門教員による相談体制を整備したが、周知方法や個人情報管理の検討が課題である。

保育関連の資格を取得しない学生が増えている現状を踏まえ、全学生を対象としたきめ細かな進路指導の強化が求められる。

#### <テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項>

特になし

#### <基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

##### (a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

特になし

##### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

特になし

**【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】****[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]****<根拠資料>**

- ・ユマニテク短期大学専任教員資格審査基準に関する内規
- ・ユマニテク短期大学運営員会議事録
- ・ユマニテク短期大学人事委員会議事録
- ・ユマニテク短期大学研究紀要
- ・ユマニテク教育研究所紀要
- ・ユマニテク短期大学研究倫理委員会議事録
- ・図書・学術委員会議事録
- ・教授会議事録

**[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]****<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>**

短期大学および学科の教員組織を編制している。設置基準に定める 11 名に対し、12 名(客員教授 1 名含む)の教員数となり、短期大学設置基準規定を充足しており、教育課程編成・実施の方針に基づいて適正な配置をしている。

また、各学科の教育課程の編成・実施の方針に基づき、非常勤教員 16 名を配置している。なお、設置基準に基づく教授職の 3 割以上配置(4 名)については 5 名の教授職を配置している。

専任教員の任用にあたっては、「ユマニテク短期大学専任教員資格審査基準に関する内規」を遵守し、「ユマニテク短期大学運営委員会」および「ユマニテク短期大学人事委員会」の議を経て、教育業績、研究業績及び人格・識見、学会・社会活動、経験等を総合的に勘案して、本学の専任教員としての資質を確認しており、これらは、短期大学設置基準に定める教員の条件を満たしている。

教育課程編成・実施の方針に基づいて、専任教員および非常勤講師を配置しており、非常勤講師の採用に関しても、専任教員採用と同様の手順にて議を経て、教育業績、研究業績及び人格・識見、学会・社会活動、経験等を総合的に勘案して採用している。なお、本学では、補助教員の配置を行っていない。あわせて、教員の採用、昇任については、就業規則、選考規程に基づいて行っている。

さらに、専任教員の昇進に際しては、前述の内規に定める昇進の条件が定められており、これらの条件を満たした者について、所属長(学科長)が人格・識見、学会・社会活動などを勘案して学長に候補者を推薦し、教授会の議を経て理事長が決定している。なお、自己申告制も導入しており、昇進希望者が自己申告してきた場合も前述の経緯で決定している。

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]

#### <区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

教員は、本学幼児保育学科の教育課程の編成・実施の方針に基づき、教育課程における担当科目や自身の専門領域で積極的に研究活動を行い、各自が所属する学会等を通じて発表している論文や科学研究費助成金への申請を含め、教育方針や専門領域に基づいた研究として成果を上げている。その成果は、それぞれの所属する学会等において論文発表や研究発表等として公表している。本学の紀要等に発表された論文に関しては、リポジトリとして公開している。令和4(2022)年12月からは、国立情報学研究所(NII)とオープンアクセスリポジトリ推進協議会(JPCOAR)が共同運営するJAIRO Cloudを利用したサービスを開始した。JAIRO Cloudには「ユマニテク短期大学紀要」「ユマニテク教育研究所紀要」の他、令和5(2023)年度からは現在休刊している「大橋学園紀要」「幼児教育文化研究」も遡及登録するため準備を始めている。

教員が行っている研究内容等は、ホームページ上で「研究成果報告書一覧」として一般に公開しているほか、それぞれの教育研究業績に関しては「researchmap」において掲載し、開示している。

科学研究費補助金(科研費)に関しては令和7(2025)年度は研究代表者としての採択はなかった。前年度から引き続き代表者1件、分担者1件での継続課題が2件あり、精力的に研究活動に励んでいる。

本学では、教員の研究活動に関しては、「研究倫理規程」(資料:研究倫理規定)として、研究費の不正使用防止、研究倫理の充実等を目的に整備を進めているほか、「ユマニテク短期大学研究費規程」(資料:ユマニテク短期大学研究費規程)および「ユマニテク短期大学研究費規程施行細則」(資料:ユマニテク短期大学研究費規程施行細則)を整備している。また、教員の研究倫理を遵守するための取り組みとして、コンプライアンス研修会および研究倫理研修会をそれぞれ毎年度開催している(資料:各実施要項)。また、教員に対し日本学術振興会主催による「研究倫理eラーニング」の受講を推奨している。なお令和7(2025)年度の研修内容は、以下の通りである。

- ・令和7(2025)年10月21日コンプライアンス研修会
- ・令和8(2026)年2月17日研究倫理研修会

令和5(2023)年度は、ユマニテク短期大学研究倫理委員会を発足させ、研究倫理指針も策定した(資料:ユマニテク短期大学研究倫理委員会規程、研究倫理指針)。令和6(2024)年度は倫理審査申請が2件あり、適正な審査の結果全て承認された。また学生向けに「学生による研究(主に成果報告書)における倫理審査チェックシート」も作成し、ゼミ担当教員と学生の間で倫理について話し合う機会を設けている。

専任教員の研究成果を発表する場として、先述した通り『ユマニテク短期大学紀要』(平成29(2017)年度より)を年刊として発行している。令和7(2025)年度はユマニテク短期大学紀要第9号を発行し、専任教員等により5編投稿した(資料:紀要投稿規程)。

研究室については、すべての専任教員に対して学内LANを整備し、パソコンとカラーレーザープリンターが設置された個室の研究室が配置されており、研究や授業準備等が快適に

行える環境を整備している。またこの研究室は必要に応じて、「オフィスアワー」にも活用されている。

専任教員には毎週1日の研究日が与えられ、研究や研修等を行う時間が確保されている。また、授業や学内業務の時間以外で教員各々の研究テーマに基づく研究が積極的に行われている。夏季・冬季・春季等の長期休暇期間は、研修を願い出ることにより研究等に充てることができるようになっている。専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

FD活動に関する規程として、「ユマニテク短期大学FD・SD委員会規程」を定めている（資料；ユマニテク短期大学FD・SD委員会規程）。本学の教育理念の実現に向けて、本学教職員の質的向上を図るために必要な事項を定めることを目的としている。活動として、年に1回以上教職員の研修を行っている。令和7年度は9月16日（火）に「PROG」の結果をもとにした今後の本学の指導体制に関する研修を全教職員参加のもとで行った。こうしたFD研修会を通して、教員は授業改善や教育方法の開発を定期的に行っている。さらにFD活動の効果的実施のため、教員だけにとどまらず職員もSD研修として合同研修を実施している。参加者へは「リフレクションシート」の記入を求め、FD・SD委員会で検証を行い改善に活用している（資料；リフレクションシート）。令和7年度実施の内容については報告書を作成し、本学ホームページにて掲載している（資料；令和7年度FD・SD報告書）。

また、専任教員は学生の学習成果獲得の向上のため、委員会活動運営を中心に学内関係部署と連携し、全学的な支援を行っている（資料：学内組織図）。

#### [区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。]

##### <区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

事務組織の構成及び事務分掌については、「ユマニテク短期大学管理運営組織及び事務分掌規程」に基づいて規定しており、法人本部は経理、人事などの管理業務を統括し、教学に関する事務業務は短期大学事務局で執り行い、それぞれの責任体制が明確になっている。事務分掌には、庶務課、教学課、入試広報課、キャリア支援室、図書館が設置されており、それぞれ責任者が配置され、責任体制は明確である。事務職員はそれぞれの事務をつかさどる専門的な職能を有している。各職員は業務遂行のための知識の習得に努め業務を支障なく遂行している。職員の配置については、個々の能力や適性を考慮したうえで担当課に配属している。令和5年度からの新職員体制から、さらに適性を再検討し、短期大学内で業務に専念できる体制を整えている。（資料：短大組織図、管理運営組織及び事務分掌規程）

インターネットが使用できるパソコンは一人に1台貸与されており、プリンターを含む複合機や備品も整備されている。事務所内には学習成績等の入力をするためのパソコン、学生募集に係る処理をするためのパソコンは別に配備されており、学内はSharePointや学内ネットワークで各種情報やデータの共有を図っている。情報機器においては、サーバーのウイルス駆除サービスを受け、未然に外部からの不正行為に対処している。データについては、サーバーコンピュータの本体には保管せず、SharePointや外部記憶媒体を使用しており、その記憶媒体の学外持ち出しは厳禁している。別室には裁断機、保管用用紙な

どが設置してあり、情報機器及び事務用備品は十分に整備されている。

SD活動に関する規定は「ユマニテク短期大学FD・SD委員会規定」が整備され実施されている。SD研修内容は、FD・SD委員会で検討され本学に必要なテーマを適宜検討・実施している。幅広い分野で実施し外部講師を招聘して実施する研修会以外にもユマニテク教育研究所の職員が担当することで教職員自身の知識が深まり教育研究活動をはじめ高等教育機関としての教育活動のレベルアップにつながっている。以上のことから、SD活動に関する規程を整備し適切に実施している。(資料：令和7年度SD活動実施記録)

また職員は1週間に1回、業務の進捗状況、情報共有に関するミーティングを実施しており各業務における課題や問題点を共有し適時業務改善を行っている。以上のことから日常的に業務も見直しや事務処理の点検・評価を行い改善している。

教授会をはじめ各委員会や主要な学内外の会議には職員も参加し教職員とも連携を密にしながら学生の支援にあたるなど学習成果を向上させる為の業務を推進している。学長が掲げる教職協働の事務職員としての役割を担っている。(資料：教授会、各委員会議事録)

[区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

#### <区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教務委員会、学生支援委員会、キャリア支援委員会、図書学術委員会、入試広報委員会、IR推進室、自己点検評価委員会、実習担当者チームが組織され、その役割と責任は各委員会規定等に規定している。また、すべての教職員が各委員会、チームに所属している。

[区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

#### <区分 基準Ⅲ-A-5 の現状>

教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修として、教務委員会が主催している「FD・SD研修会」が挙げられる。令和7年度は第1回研修会として、9月16日に「PROG」の結果をもとにした今後の本学の指導体制に関する研修を全教職員で行った。本学教職員の教育力向上のため、本学の課題について考え、それらを共有することで、個々の抱える課題を明確化し、本学の教育活動の充実に結び付けることを目的として実施された。第2回研修会は2月17日に本学のMicrosoft Teamsを活用した体験型研修（防災ロゲイニング）を実施し、学内の防災設備や災害時の対応を学びつつ教職員の資質や、教育能力を高める機会を設けている。

[区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

### <区分 基準Ⅲ-A-6の現状>

教職員の就業に関する諸規程については、「就業規則」をはじめ、下記の規定等を整備している。

#### 【学校法人大橋学園の法人規程として】

- ・就業規則
- ・育児休業および育児短時間勤務に関する規定
- ・介護休業に関する規定
- ・休職期間の給与等に関する規定
- ・教職員任免規程
- ・給与規定
- ・退職金規程

#### 【ユマニテク短期大学の規程として】

- ・ユマニテク短期大学 非常勤講師に関する規程
- ・ユマニテク短期大学 教員免許更新講習等特別手当支給基準
- ・ユマニテク短期大学特別招へい教授規程
- ・ユマニテク短期大学客員教授及び客員准教授等に関する規程
- ・ユマニテク短期大学教育職員定年規程

上記諸規程の周知については、教職員が閲覧できる SharePoint にて閲覧が可能となっているほか、就業規則については、印刷したものを各校の事務局に備付け、常時閲覧ができるようになっている。各規程は、法律の改正等に合わせて随時見直しを行い、必要に応じて改廃、整備を行っている。改廃、整備を行った場合には、速やかに教職員へ周知し、最新の規程に基づき教職員の就業を適正に管理している。

教職員の就業に関する規程としては、「学校法人大橋学園就業規則」等を適用している。また、毎年4月に新規採用教職員を対象に、就業に関する規程や学内ルールをはじめ、建学の精神、教育理念、教育方針等について研修を実施している。「学校法人大橋学園就業規則」は教職員が常時閲覧可能な状態であり周知されている。各規程は随時見直しを行い必要に応じて改廃を行っており全教職員に周知している。

時間外勤務の状況については毎月法人本部に報告しており時間外勤務を把握、分析し必要に応じて教職員に適切な労務管理を促す通知を行っている。

また、安全衛生管理計画を策定し教職員に周知している。

### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

特になし

### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

## [テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

### <根拠資料>

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

### <区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学は、三重県四日市市南浜田町 4-21 の 1 か所のみである。校舎敷地は 1,485.95 m<sup>2</sup>、運動場用地 887.96 m<sup>2</sup>、用地合計 2,373.91 m<sup>2</sup>であり、校舎は 3,194.79 m<sup>2</sup>で、短期大学設置基準面積を十分に満たしている。バリアフリー対策として、外部からの出入り口にスロープを設置、エレベーターを利用して上層階の教室等へ行くことが可能となっている。また、3階に多目的トイレが設置してあり、車椅子での利用可能となっている。

授業等を行うための講義室 6 室、演習室 2 室、実験・実習室 1 室、情報処理室 1 室、を有しており、教育上支障をきたすことはない状況である。

なお、通信による教育を行う学科・専攻課程は有していない。

本学では情報処理室にノートパソコンを設置している。また、学内では無線 LAN によりネットワーク接続ができる教育環境を整えている。

図書館の専有延床面積は 196 m<sup>2</sup>あり、蔵書数は 11,344 冊（図書 8,722 冊、寄贈図書 1,737 冊、研究費図書 885 冊含む）、視聴覚資料は 257 点、電子書籍は 565 冊、学術雑誌は 18 誌（受入数）である（令和 8（2026）年 3 月 31 日現在）。座席数は 62 席となる。大学図書館としては極めて小規模ではあるが、現状の学生数に鑑みて極端に不足しているともいえず、適切な面積の図書館を有しているといえる。

図書館では、保育・幼児教育関連の専門書・実用書を専門書架に配架しており、さらに保育・幼児教育の実践に関する書籍は「保育実践コーナー」を設置し、学生が活用しやすいように工夫している。さらに古典や学術書などの確保・充実に取り組んでいる。授業用の領域別参考図書、関連図書についても随時補充している。

図書の選定については、学習用推薦図書（教員対象）や購入リクエスト（教職員・学生対象）を随時募っており、年に 4 回、図書学術委員会での選書によって決定している。令和 5（2023）年度から Teams でリクエスト募集の案内を行っており、効率よく周知することができ、今後も様々な場面で活用していく予定である。また、開学以来、紙芝居や絵本の充実を図っている。

購入図書選定や廃棄は、「ユマニテク短期大学 図書館資料の選択に関する内規」、「図書館資料収集・管理規程」（資料：資料収集・管理規程）に則り処理をしている。廃棄は同規程に則り、汚破損のほか蔵書点検を実施し 3 年以上紛失しているもの等を対象として廃棄・除籍

処分を行うこととしている。今年度も雑誌の除籍を行った。なお蔵書点検は、毎年2月に年1回実施している。

体育館の面積は、507.60 m<sup>2</sup>あり、体育系の授業や課外活動のほか授業日以外の休日にも利用でき、有効活用されている。(資料：短大設置申請時の図面、機器・備品一覧、補助金申請時の写真付きデータ)

#### [区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

##### <区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

本学は、「学校法人大橋学園経理規程」、「学校法人大橋学園資産運用規程」を定め、これら諸規程に基づいた処理が適切に行われている。(資料：資産運用規程)

学科をはじめ各委員会が事業計画の作成にあたり予算請求時に各教室設備の改善等を盛り込んでいる。随時、教職員からの改善意見に可能な限り対応している。

自然災害、重大事故、犯罪、伝染病などに対応するために「学校法人大橋学園防災管理規程」、「学校法人大橋学園危機管理規程」を整備しており、あらゆる機会をとらえて学生及び教職員に周知徹底を図っている。また、火災報知器・緊急通報・放送システム、消火栓、防火扉の定期点検を専門の業者に依頼するとともに、全学避難訓練を実施し、防災意識の向上に努めている。(資料：避難訓練の実施報告書)

学生に対しては「学生ハンドブック」に記載するとともにオリエンテーションで非常口、AEDの設置個所等の確認をして想定できるあらゆる危機に対応できるよう努めている。また、令和7年度(2025)から学生用の個別防災セットを購入(学生からの諸費により)し、本学にて保管し、災害時には使用できるように備えている。

情報機器においては、サーバーのウイルス駆除サービスに加えて、各自のPCにおいてもウイルスソフトを導入し、未然に外部からの不正行為に対処している。また、データについては、これまで使用していたサーバーコンピュータには保管せず、SharePointを使用し、保管している。記憶媒体については、学外持ち出しは厳禁している。特に、教務関係の成績データや学生の個人情報については、外部から侵入できない独立のパソコンで管理している。また日頃から個人情報の取扱いについては、会議などで注意を喚起している。災害に備え飲料水の備蓄も行っている。(資料：セキュリティ研修案内、資料等)省エネルギー対策については、環境保全の教育を実施するとともに、全教職員に協力を呼び掛けて実施している。エアコンの温度設定と使用期間に関しては事務所で集中管理を行い、学生にも周知し省エネルギー対策を実施している。また、ゴミ処理も分別できるようにゴミ箱を配置し、廃棄物のリサイクルにつながる様に分別回収を全学的に推進している。(資料：省エネ啓発に関する資料、メール等)

##### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

特になし

##### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

## [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

### <根拠資料>

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

### <区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

ICT 教育に関わる施設・設備として 3 つの教室(図書館、キャリア支援室、407 教室)を設けており、学生のコンピュータ関連技術の習得と活用に大きく貢献している。3 教室には、学生が自由に使えるパソコンが複数台(44 台)用意されている。また、学内では無線 LAN によりネットワーク接続ができる教育環境を整えている。学生には、1 年次前期・後期を通して「情報処理Ⅰ」、「情報処理Ⅱ」において、情報処理のトレーニングとして、OA 機器操作の基礎から始め、それを使いこなす情報リテラシーを身につけさせ、併せて情報モラルや情報マナー、情報の重要性と危険性を理解させている。本学には「ICT 推進チーム」があり、本チームが中心となって学内における情報設備の管理、体制構築や技術的な運用を行っている。本チームは教員及び職員によって構成されており、教育課程編成・実施の方針に基づいて、ICT 環境の構築に関する体制の構築、技術的支援、ハードウェアおよびソフトウェアの向上・充実を図っている。また、グループ内に設置されている「情報 DX 推進室」には専門知識・技術を持つ職員がおり、連携をして研修や ICT の環境整備にあたっている。入学時のオリエンテーション、1 年次前期の基礎ゼミナール内において、本学が採用している iPad や Microsoft365 の使用方法について、情報 DX 推進室と ICT 推進チーム所属の教職員が中心となって指導を行っている。また、ネットワークシステム及び各ネットワークプリンタは日常的にチェックを実施しているほか、各教室に設置された情報機器についても利用状況や状態について定期的に確認し、必要があればメンテナンスや入れ替え、修理等に対応できる体制を構築している。本学では、開学時より教職員には一人一台のパソコンを貸与している。これらのパソコンについては、授業や業務に必要なソフトウェアがプレインストールされたうえで導入されている。また非常勤講師が授業等で使用するための教職員貸出用パソコンを 4 台確保している。本学では各階に LAN を整備し、全学的に利用可能になるよう整備している。各教室や図書館については有線 LAN が使用できるコネクタが用意されているほか、学内の各階に無線 LAN アクセスポイントを整備しており、パソコンだけでなくスマートフォンや各自の個人端末を使用してオンライン環境が使用できるよう体制を構築してい

る。本学の授業実践として、実技に関する演習科目では、手元の細かい動作を教室後方まで見せるため資料提示装置とプロジェクターや大型モニターを使用するなど、各授業の担当者が、より効果的な授業を展開するため各種の情報技術を積極的に活用している。他にも、各種の課題や調査提出の方法として、Teams を積極的に活用し、状況の管理などを積極的に行っている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

ネット回線については、学生の個人端末（iPad）が導入され、より利用頻度が増える様になった。その為、授業内で全学生が同時にネット回線を利用する場合、速度が遅くなる場合がある。現状は授業を分けて対応しているが、今後アクセスポイントの増設や、ネット環境の見直しが必要である。その際に、学生への施設、設備に対するアンケートを実施する必要がある。また、教員の専門分野によって利用頻度が異なること、必要な情報技術が異なること、活用スキルにばらつきがあることが課題である。

#### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

Teams が導入されたことにより、授業内で共同編集が可能になり、チャット機能を活用し、授業中にその場で学生の理解度を把握している。教員から学生への授業関連情報の伝達（学習課題の提示、学習教材の配信等）や、Teams を利用して授業に関わる学生相互の意見交換や、グループ学習を行っている。

### [テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

#### <根拠資料>

#### [区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

#### <区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

令和5（2023）年度以降の直近3年間の財務状況は、法人全体では、事業活動収支は3年とも収入超過し、順調に推移していると言える。これは、グループ校である名古屋ユマニテク歯科衛生専門学校と名古屋ユマニテク調理製菓専門学校の学生数が比較的順調に推移しており、その分学生生徒等納付金収入が増加したことが主な要因と考えられる。なかでも、令和5（2023）年度は、学生・生徒等納付金収入の実質的なピークとなった。以降は、学生数の緩やかな減少に伴い、収入面でも転換の局面に差しかかっている。このため、当面の最重要課題は定員の確保であり、学生募集や広報活動を多角的に展開していかなければならない。このような状況を踏まえ、今後はこれまで以上に収支バランスの確保を重視し、持続可能な財政運営体制の構築に努めていく必要がある。

資金収支についても順調に推移し、名古屋地区の事業拡大を目的として令和 3 (2021) 年度に購入した事業用地について、令和 7 (2025) 年度に売却をし、その資金にて長期借入金、短期借入金の返済を行った。よって、貸借対照表についても令和 7 (2025) 年度は総資産額が減少したものの、総負債額が大きく減少したため、純資産額は、令和 7 (2025) 年度は令和 6 (2024) 年度と比較し、214,315 千円の増額、令和 3 (2021) 年度から令和 7 (2025) 年度までの 5 年間で純資産額が最も大きい年度となった。前述の事業活動収支の減少はあるものの、財務状況は健全に推移していると言える。(資料：財務数値の経年比較)。

短期大学部門だけに絞って見ると、開学から 9 年が経過した令和 7 (2025) 年度も支出超過が続いている。これは、入学定員充足率が当初の計画通りに推移しておらず、学生生徒等納付金収入が伸び悩んでいることが主な原因である。

短期大学 3 年間で教育活動収支差額の推移としては、令和 5 (2023) 年度は 25,010 千円の支出超過、令和 6 (2024) 年度は 54,298 千円の支出超過と 2 年で倍増する厳しい結果となったが、令和 7 (2025) 年度は 41,964 千円の支出超過となり、減少はしたものの、依然として厳しい状況が続いている。収入超過に転じるには根本的な改革が必要だが、まずは引き続き入学定員の充足に注力していく。現在は、併設する専門学校が好調に推移しており、法人全体としては短期大学の支出超過分を十分にカバーできており、短期大学の存続は可能であると判断している。

退職金については、退職金規定に基づき、短期大学の教員については公益財団法人私立大学退職金財団（以下「私大退」という。）に加入しており、私大退からの給付額が不足する分については毎年度退職給与引当金を計上している。また、短期大学の職員や他の部門の教職員は独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（以下「中退共」という）に加入しており、退職金は中退共から支給される。(資料：計算書類)

資産運用については、資産運用規程に基づき、適切に運用されている。

短期大学の教育研究経費比率は、令和 5 (2023) 年度が 36.5%、令和 6 (2024) 年度が 39.1%、令和 7 (2025) 年度が 42.4%となっており、基準となる 20%程度を大きく超えている。教育研究用の施設整備及び学習資源（図書等）については、毎年度学科及び関連部署に予算計画の聞き取りを行うなど適切に計画し、整備している。(資料：資産運用規程)

会計監査は、公認会計士 2 名と監査契約を締結し、計画的に実施され、監査人からの質疑事項については丁寧に対応し、適正意見をいただいている。(資料：監査報告書)

寄付金の募集については、令和 3 (2021) 年度から専門学校部門にて積極的に活動を始めたものの、収入における寄付金の割合は低い。多様な財源確保を目指して、今後は他部門でも寄付金が獲得できるように活動していきたいと考えている。なお、学校債は発行していない。

入学定員充足率は、前述の通り、直近 3 年間は 50~60%台を推移しており、収容定員充足率も令和 5 (2023) 年度が 60%、令和 6 (2024) 年度が 52%、令和 7 (2025) 年度が 54%と妥当な水準とは言い難い。収支バランスをとるためには、入学定員充足率を 80%台へ底上げすることが必要と考え、引き続き入学定員充足率の向上に努めていく。入学定員充足率が上昇すれば、必然と収容定員充足率も上昇するため、不要な経費は削減し、支出超過額を最小限にするよう努めている。

事業計画と予算については、各部門にて素案を作成し、法人本部にて集約・調整したもの

を毎年度 3 月に開催される評議員会と理事会にて審議・承認され、決定している。(資料：事業計画書・中期計画) 決定した事業計画と予算については、速やかに各部門に通知し、予算執行及び日常的な経理業務については、学校事務局と法人本部が連携して行っている(資料：予算書)。その月の経理処理が完了すると、経理担当者から学校事務局へ処理済みの計算書や元帳を情報提供し、処理内容に間違いがないか確認した上で、経理責任者から適宜理事長に報告している。(資料：月次資金収支計算書) 出納決裁については、関連規程に基づき定期的に責任者が承認したものを理事長に報告し、実行している。(資料：稟議書・支出伺) また、資産及び資金の管理と運用については、本部経理責任者が理事長に報告・相談し、安全かつ適正に管理している。なお、理事会の承認が必要な場合は理事会を招集し、承認を受けている。

**[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]**

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

#### <区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

今後の中長期的な将来像としては、令和 8 (2026) 年度から予定している入学定員の変更(100 名 ➡ 80 名)、長期履修 3 年コース導入後の状況に応じて、短期大学から 4 年制大学への移行の検討を続ける。これらの構想は、建学の精神である「地域を支える次世代を社会に送り出す」という責務を果たすためのものであり、地域社会における高等教育機関としての社会的役割を一層強化することを目的としている。

その実現に向けては、地域のニーズや高等教育を取り巻く環境の変化を的確に捉える必要があり、情報の収集および分析活動を定期的実施している。また、経営方針や経営状況等に関する情報については、理事会において議決された議事や案件を、大学運営委員会の審議を経て、教授会等において適宜報告している。

さらに、予算策定に際しては、重要事項について各種委員会において計画素案を作成し、関係者からの意見聴取を行うなど、合意形成を図りながら適切な意思決定を行っている。

外部資金の獲得については、令和元 (2019) 年度から国の補助金申請が可能となり、経営

基盤が安定してきているものの負債状況が続いている。この要因は、帰属収支の構成比率は8割以上が学生生徒等納付金であるが、開学以来定員80%を達成していないことから収支不全の状況である。さらに、外部資金の獲得、各種補助金を活用した付帯事業等は実施しているものの、必ずしも計画的・組織的な推進体制となっていない。

また、令和5(2023)年度に実施した大幅な人事異動により、経営基盤の強化、学生募集活動の促進を図っている。その結果、令和7(2025)年度における学生募集(令和8(2026)年度入学予定)については、長期履修3年コースのニーズも高く、例年よりも入学生が増加する見込みである。この動きを複数年度に渡って実現していくことで収支改善に繋がってきたい。今後の展開において、ターニングポイントとも言える年度である。しかしながら、開学9年を迎え、施設設備については不十分な点も多いため、必要不可欠な設備等については今後の整備を検討していく。このような中ではあるが、大学運営委員会での方針のもと、教職員一丸にて、支出を最大限におさえて、法人各部署の連携をもとにバランスがとれた収支計画の実行をしていきたい。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

本学園における喫緊の課題は、学生募集および学生支援の両面から経営の安定を図ることである。少子化の進行や進学志向の多様化といった外部環境の変化に対応するため、広報戦略の強化、入試制度の見直し、地域連携の推進など、多様なアプローチを講じて学生募集活動を展開している。また、入学後の学生が安心して学びを継続できるよう、学修支援、生活支援、キャリア支援の充実にも注力し、学生の満足度と定着率の向上を通じて、学園全体の経営基盤の安定化につなげていくことが求められている。

こうした経営安定に向けた取組の中でも、事業活動収入の範囲内で収支の均衡を図るためには、学生募集の成果向上が特に重要である。現状では、開学以来の入学定員100名に対し、定員充足率の最高値は72%にとどまっており、まずは80%の達成を当面の目標として掲げている。そのため、令和8(2026)年度より入学定員の変更(100名➡80名)をする予定である。80名入学を実現するためには、短期的・中期的視点から学生募集計画および募集体制の見直しが不可欠であり、学園のブランディング強化、高校生インターンシップの促進、社会人層へのアプローチ、受験者への学納金納入計画の提示など、多角的な施策の展開が求められる。

あわせて、現在導入している人事考課制度についても、指標の見直しや事業計画に基づく目標設定の精緻化を通じて、教職員へのより適切な評価を行う必要がある。また、教育機器・教材・図書やICT関連機器の整備は学修環境の向上に直結し、学生募集にも資する重要施策であることから、備品整備計画を着実に立案・実行していくことが求められる。

今後も教職員が一丸となり、総力を挙げてこれらの課題に取り組み、本学園の持続的な発展と経営の安定化を実現していく所存である。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

## <基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況  
「短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい」

との指摘あり (一財) 大学・短期大学基準協会認証評価 令和6年3月8日付け機関別評価結果より

- ① 学生募集関連業務（オープンキャンパス、高大連携授業、体験実習ガイダンス、校内説明会等）への教職員全員体制での取り組みの強化

オープンキャンパスにおいては、今まで月に一回程度の協力を教員に仰いでいたが、令和8年度よりオープンキャンパスの参加を全専任教員に必須とする。高大連携・体験実習ガイダンスに関しては、高校側の要望に従って教員を選定し、役割を決めていたが、高校側のニーズに応えるため、来年度以降も引き続き教員組織全体で取り組む姿勢を維持しながら、臨機応変に取り組む。説明会などにおいては、入試広報課の職員が関わるのが基本となっているが、きめ細やかな対応をするために、教員による説明会参加も念頭においていくこととする。4月の計画段階で、広報・入試に関わる業務は教員組織全体で取り組むべきものであることを伝えた上で、積極的に展開していく。

- ② 奨学金の拡充（高校での活動の評価、三重県内での進学促進等）

認証評価で指摘を受けて以降、奨学金制度を見直している。中でも、北勢地区の高等学校へ在籍もしくは北勢地区へ在住している受験生に対し、検定料の3万円を減免する「北勢地区奨学金」は、一定の成果を上げている。遠隔地奨学金も金額や対象校について検討を重ねながら継続している。対象地域の学生からの応募もあり、三重県内の保育従事者育成の観点でも一定の成果を得ている。保育探究活動奨学金については、総合型探究講座やインターンシップを受講して総合型入試を受験した学生に対して5万円を支給するもので、受験生の意識向上や勉学への意欲向上に寄与している。

- ③ 保育希望者増加への促進・強化（高校生インターンシップ、大橋学園グループ内進学等）

「保育士になれる夏休み」と銘打って実施しているインターンシップであるが、開始初年度は30名程度であったが、令和6・7年度は100名程度で推移しており、大きな評価を得ている状況である。三重県内の保育に対する理解やPRの目的は達しているように感じる。ただし、インターンを経験した高校生が本学を希望するとは限らないため、その点においての入試の工夫を今後も考えていく。現在は総合型選抜において課題の一環としてインターンを扱うことで、一定の志望者数は確保できているように感じている。大橋グループ内進学に関して、大橋学園高校においては担当が計画して施設見学等のインターンを実施しており、進学の数も増加してきている。また、

名古屋ユマニテク調理製菓専門学校高等課程に関しては、年 10 回程度の高大連携事業を展開していることにより、一定数の進学者につながっている。

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学生募集の成果向上は、これまでも本学園における重要課題として認識されてきたものであり、今回の自己点検・評価においても、改めてその優先度の高さが確認された。これを踏まえ、今後は「基準Ⅲ-D 財的資源の課題」にて示した分析と方針を基盤とし、より具体的かつ実行可能な改善計画として体系化し、段階的に取り組んでいく。

特に、定員充足率の向上を目指し、学生募集戦略の再構築、広報活動の強化、地域・高校との連携、社会人や留学生へのアプローチ拡大、学納金納入支援策の検討など、多角的な施策を計画的に展開する。これらの取り組みを通じて、経営の安定化と教育の質の維持・向上を両立させることを目指し、全学的な体制で改善を推進していく。

あわせて、財務改善に向けた取り組みと教育環境の整備についても、状況の変化に応じて柔軟に見直しを行いながら、粘り強く継続していくことが不可欠である。限られた資源を有効に活用しつつ、持続可能な運営体制の確立に向けて、不断の努力を重ねていく。

**【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】****[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]****<根拠資料>**

- ・ 理事会議事録

**[区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。]**

**<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>**

理事長は、学校法人の代表として法人運営全般を統括し、教育の質向上と経営の安定を見据えた中長期的な方針を示している。年度ごとの決算や事業実績については、監査を経て理事会および評議員会へ報告し、必要な意見を踏まえながら適切に業務を進めている。理事会運営においては、重要事項の審議が円滑に行われるよう、資料の整理や情報の共有に配慮し、意思決定機関としての役割が確実に果たされるよう努めている。

また、理事長は長年にわたり複数の教育機関の運営に携わり、専門学校や短期大学において校長・学長などの職務を経験してきた。こうした経験を背景に、建学の精神や教育理念を理解したうえで、教育課程の編成や学生の学修環境に関わる判断にも安定した視点をもって臨んでいる。

加えて、少子化が進む中で学生募集の状況を注視し、必要に応じて方針を見直すなど、現状に応じた対応を行っている。財務面でも、年度計画の策定や決算確認を通じて、法人運営が無理のない形で継続できるよう慎重に判断を行っている。内部の手続や体制についても、実際の運営状況を踏まえながら、必要な点があれば整備・改善に向けて検討を進めている。

これらの取り組みは、年度計画、監査報告などに記録されており、理事長が学校法人の運営において安定したリーダーシップを発揮していることを裏付けている。今後は、教育環境の変化や地域社会のニーズを踏まえ、学園全体の継続的な発展に向けて、より実効性のある取り組みが進むことが期待される。

**[区分 基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]**

**<区分 基準Ⅳ-A-2 の現状>**

理事会は、学校法人の意思決定機関として法令に基づき設置され、法人運営に関わる重要事項の審議・決定を担っている。本法人においても、理事長が招集および議長を務め、定例理事会を年数回開催しているほか、必要に応じて臨時に開催するなど、状況に応じた運営が行われている。会議に際しては、事前に関連資料を共有することで、理事が法人の現状や課題を的確に把握できるよう配慮している。

理事会で審議される内容は、予算・決算、年度事業計画、学則や定員に関する事項など、

法人および設置学校の運営に関わる重要事項が中心であり、それぞれの議案について合議体として妥当な判断が行われている。審議内容や決定事項は議事録として適切に記録され、法人運営の透明性を確保している。

監事や会計監査人からの報告については、決算時に開催される説明機会や個別の意見交換、必要な場合の面談等を通じて情報共有を行っている。これにより、法人の財務状況や業務執行に関する指摘事項を把握し、必要に応じて改善や見直しを検討できる体制が保たれている。

総合的に見て、理事会は法令に基づく役割を果たし、法人運営に必要な審議・決定機能を適切に維持している。

[区分 基準IV-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

#### <区分 基準IV-A-3 の現状>

本法人の理事は、学校法人の業務を担い理事会を構成する役員として、法令および寄附行為の定めに基づき適切に選任されている。理事の定数については寄附行為で一定数が規定されており、現在はその範囲内で理事が就任している。選任にあたっては、法人の目的を理解し、学校運営に関わる判断を行ううえで適切と考えられる者を選ぶことを基本としており、必要な書面手続についても所定の形式に沿って対応している。

また、役員としての欠格事由については、法令で示されている基準を参照しつつ、就任に支障がないことを確認することで、選任上の基本的要件が満たされるよう留意している。任期管理については、理事名簿や管理台帳により任期満了時期を把握し、更新や補欠選任が必要となる場合には、定められた手続に従って対応できる体制を整えている。新任理事に対しては、寄附行為や関連規程、事業計画等の必要資料を共有し、理事会運営に円滑に参加できるよう配慮している。

総合的にみて、理事は法令等に基づき適切に構成されていると判断される。今後は、後継者候補の検討や専門性の確保など、継続的に安定した理事構成を維持するための取り組みを進めていくことが望まれる。

#### <テーマ 基準IV-A 理事会運営の課題>

特になし

#### <テーマ 基準IV-A 理事会運営の特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-B 教学運営]

#### <根拠資料>

- ・教授会議事録

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

#### <区分 基準IV-B-1 の現状>

学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。リーダーシップとガバナンスを発揮し、建学の精神と教育理念・教育目標に基づき、大学運営の責任を担い、その推進と教育の質の向上及び教育方法の継続的な進展と、短期大学の向上・充実に向けて努力している。学長は、全教職員に対しては年度初めに、学生に対しては入学前講座、入学式、オリエンテーションにおいて「建学の精神に基づいた教育目標」を直接伝えている。また、一年次においては「ユマニテク教育学」の授業においても、保育者としての生き方、あり方を自覚できる次世代の人材育成を行うために、本学の教育理念である「豊かな人間性と確かな技術」を兼ね備えた保育者とはどのような生き方、あり方かを学生に問いかけ、学生自身が主体的に学び続ける授業を実践している。

また、OJTとしては「1on1 ミーティング」の仕組みを利用し、課長クラスのみドルリーダー、新任教職員との面談を随時行っている。また、学長は学科長、事務長らとの情報共有を行い、日常的な様々な問題から大学運営全般にわたるまで、問題を明確化し、課題解決についての対話を行い、リーダーシップを発揮している。

学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。また、実際の懲戒に当たっては学科長、学生支援委員長と連携し、指導にあたっている。

学長は「ユマニテク短期大学学長選考規程」に基づき教授会で候補者として選出され、理事会において選任され、学長に就任し1年目となり教学運営の職務遂行に努めている（提出一規程集 39）。学校教育法第 92 条第 3 項に定められている通り、関係部署と連携を図りながら校務をつかさどり、所属職員を統督している。

学長は「ユマニテク短期大学 教授会規程」に基づき、原則月 1 回の教授会を開催する。教授会には全専任教員と事務長、教学課長、庶務課長、入試広報課長等の一部の職員が出席して開催され定められた審議事項の他、教学運営全般に係る情報共有を行う会議となっている。教授会の議事録は「ユマニテク短期大学教授会規程」に則り、事務局が適切に作成、保管している。

「ユマニテク短期大学大学運営委員会規程」に基づき月 1 回定例会議を開催し、教育課程の編成、教育研究活動に関する事項などその都度審議している。

学長は毎年度、全教職員会議及びFD活動・SD活動のフォーラム等を主導し「建学の精神」に基づき短期大学の運営方針・教育方針を表明し全教職員との共有化に努めている。また、ユマニテク教育研究主催のフォーラムには高等学校長、高校教諭の参加を呼びかけ、地域の教職員との高大連携を促進し、意識改革などを積極的に進めている。

学長は「ユマニテク短期大学学則」と「ユマニテク短期大学教授会規程」に基づいて、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与について教授会の意見を聴取し決定している。さらに教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

学習成果及び三つの方針は、教務委員会、教授会、運営委員会で審議承認されており、教授会はそれらを理解し認識を共有している。教授会の下に教務委員会、学生支援委員会、キャリア支援委員会、図書学術委員会、入学者選考委員会が設置され、これら各委員会は規程に基づき適切に運営されている。

学長は「ユマニテック短期大学 教授会規程」に基づき、原則月1回の教授会を開催する（提出－規程集 41）。教授会には全専任教員と事務長、教学課、入試広報課等の一部の職員が出席して開催され定められた審議事項の他、教学運営全般に係る情報共有を行う会議となっている。教授会の議事録は「ユマニテック短期大学教授会規程」に則り、事務局が適切に作成、保管している。（資料：教授会議事録）

#### <テーマ 基準IV-B 教学運営の課題>

複雑化し予測不可能な社会において、学長によるリーダーシップの発揮がさらに重要になっている。本学の教育の質をより高めていくために、人材育成と組織開発が不可欠である。近年、社会的な問題となっているパワーハラスメントにおいて、適切で迅速な対応が不可欠であるが、教職員に対する意識啓発が喫緊の課題である。本学においてもハラスメント対策は、組織管理や心理的安全性の保障された組織構築という観点からも、きわめて重要である。相互尊敬、相互信頼に基づいた、組織を目指して、本学の教育理念に共感、共鳴できる人材育成と確保が重要な課題である。

学生に対しては「ゼロ対応」の取り組みで退学等懲戒を未然防止していくことが重要である。また、学内で実施されている各種の取り組みを明文化して、組織化すること、PDCAを適切に回し、教学面の改善を行うなどが課題である。「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（答申）」（平成24(2012)年・中央教育審議会）を受けて、協同教育を基軸とした授業改善に取り組んでいるが、その進捗状況を可視化していく課題がある。

#### <テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項>

特になし

#### [テーマ 基準IV-C ガバナンス]

#### <根拠資料>

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

#### <区分 基準IV-C-1 の現状>

本法人の監事は、法令および寄附行為に基づき選任され、所定の人数を確保している。監査の実施にあたっては内部監査室との連携のほか、専門学校・短期大学など設置校への定期的な往査を通じて現場の状況を把握している。とりわけ、校長等から募集状況や日常の運営状況を聴取し、教育活動の実施状況や組織の機運が適切に保たれているかを確認する点を重視している。理事会・評議員会には毎回出席し、運営状況を継続的に確認している。

財務面では、公認会計士との連携面談を中間決算期（概ね12月）および決算期（概ね6月）に設け、決算書類や関連資料に基づく確認を行っている。必要に応じ理事長面談を実施し、監査で把握した事項を共有のうえ、対応の方向性を検討している。監査結果は監査報告書としてとりまとめ、所定の時期に提出している。

これまで監事からの特段の指摘はなく、現時点では重大な改善要請事項は認められていない。

**[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]**

#### **<区分 基準IV-C-2の現状>**

本法人の評議員会は、法令および寄附行為に基づき設置され、現在は9名の評議員で構成されている。評議員の選任および任期は寄附行為に沿って管理されており、兼職制限や構成上のバランスにも一定の配慮がなされている。

評議員会では、規程の変更、学則・定員の取り扱い、予算・決算、年度事業計画など、法人運営に関わる事項について報告を受け、必要に応じて確認や質疑を行っている。評議員の出席も概ね良好であり、会議体として継続した運営が確保されている。

総じて、評議員会は、報告の受領・確認と意見聴取の機会を設ける運用を継続している。

**[区分 基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]**

#### **<区分 基準IV-C-3の現状>**

法人の会計監査人は、法令および寄附行為に基づき選任され、独立性に配慮した関係が維持されている。監査実務は、中間決算期と決算期の年2回を中心として実施されており、それぞれの時期に必要な応じて実査や資料確認を行い、会計担当職員とのやり取りを通じて状況の把握を進めている。

決算内容が一定程度固まった段階で、監査人は監事および理事に対して報告を行い、書面による監査報告書の提出と併せて口頭での補足説明を行っている。これらの説明は、法人の財務状況を共有する重要な機会となっており、必要な点について質疑を行う枠組みも確保されている。

現時点では、監査人からの重大な指摘事項は特にみられず、会計監査は所定の手続に沿って進められていると判断している。

#### **<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>**

特になし

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-D 情報公表]

<根拠資料>

- ・ユマニテク短期大学 HP
- ・学校法人大橋学園 HP

[区分 基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<区分 基準IV-D-1 の現状>

本学は、法令に基づく情報公開の趣旨を踏まえ、教育・運営に関する主要な情報を学内外にわかりやすく提示するよう努めている。教育情報については、学校教育法施行規則第172条の2が定める公表事項に沿って、短期大学ウェブサイトの「情報公開」ページで順次整備し、更新している。

また、学校法人としての説明責任に関わる情報についても、私立学校法の情報公表に関する規定の趣旨を踏まえ、法人ウェブサイトで公表している。

これらの取組を通じて、本学は高い公共性と社会的責任を自覚し、外部に対する説明可能性を確保している。

<テーマ 基準IV-D 情報公表の課題>

特になし

<テーマ 基準IV-D 情報公表の特記事項>

特になし

<基準IV 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画>

特になし

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

特になし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

特になし

